

番号	制度名
内閣府	
内閣01	公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置の創設
内閣02	P F I 事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金制度の創設
内閣03	「国際戦略総合特区」における特例措置
内閣04	地域活性化総合特区における特例措置の拡充
内閣05	地域活性化総合特区の所得税における特例措置の対象事業の追加
内閣06	ふるさと投資（地域活性化小口投資）促進税制
内閣07	データセンター地域分散化促進税制の創設
内閣08	災害に強く環境負荷低減等に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の拡充及び延長
内閣09	雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度の延長
内閣10	認定特定非営利活動法人への寄附金額が2000円を超え、寄附金控除が適用される場合、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする
内閣11	認定特定非営利活動法人への寄附金控除の年末調整対象化
内閣12	公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度の対象拡大（所得税）
内閣13	公益社団・財団法人への寄附金額が2000円を超え、寄附金控除が適用される場合、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする
内閣14	特定収入に係る消費税制上の所要の措置（消費税）
内閣15	公益社団・財団法人への寄附金控除の年末調整対象化
内閣16	子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置の創設	府省名	内閣府
税目	登録免許税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（PFI事業規模）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、本租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（2010年～20年のPFI事業規模：少なくとも10兆円以上）の実現状況の将来予測について、定性的に「PFI事業の拡大に資する」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

公共施設等運営権は改正PFI法施行（平成23年6月1日改正、同年11月30日施行）に伴い導入された制度であり、PFI事業の実施が検討され、実際に事業化されるまで時間を要することから、平成25年度以降の予測を立てることは困難ではある。あえて推計を行うとするならば、PFI制度が導入された直後の実施方針公表件数の増加の状況から、制度導入から本格的な普及・活用までのタイムラグを推計することになるが、PFI制度導入時と同様の普及を見込めると仮定すると、全分野の公共施設等運営権について、平成25年度は4件程度、平成26年度は7件程度の新規案件が予測される。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

公共施設等を国・地方公共団体等が整備した場合は登録免許税が課税されないのに対し、公共施設等運営権を活用したPFI事業については、公共施設等運営権の登録に対し登録免許税が課税され、課税された金額はPFI事業のコストとなり、最終的には国民負担となる。官と民のイコールフットリングの観点からはPFI事業により整備された公共施設等に対して課税されるべきではないと考えられるため、他の登録免許税の軽減措置の例にならない、今回軽減措置を要望しているものであり、他の政策手段では代替できないと考える。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置の創設（国7）（登録免許税：外） （新設・延長・拡充）
2	要望の内容	H23年のPFI法※改正により、利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営及び維持管理等を行い、利用料金を自らの収入として収受する事業を実施する権利として、公共施設等運営権が創設された。 改正PFI法上、公共施設等運営権は、物権とみなされ、その設定や抵当権の設定については、内閣府に置かれる公共施設等運営権登録簿に登録することとされている。 その登録に当たっては、登録免許税が課税されることとなるが、公共施設等運営権を活用した事業の円滑な施行、事業者負担の軽減のため、当該登録免許税の軽減措置を要望するもの。 ※民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
3	担当部局	内閣府民間資金等活用事業推進室
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	無期限
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）において、「PFI制度にコンセッション方式（公共施設の所有権を民間に移転しないまま、民間事業者に対して、インフラ等の事業権（事業運営・開発に関する権利）を長期間にわたって民間に付与する方式。）を導入し、既存の法制度（いわゆる公物管理法）の特例を設けることにより公物管理権の民間への部分開放を進める。あわせて、公務員の民間への出向の円滑化、民間資金導入のための制度整備、地方公共団体への支援体制の充実など、PFI制度の拡充を2011年に行う。これにより、PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上（民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律施行から2009年末までの11年間の事業規模累計約4.7兆円の2倍以上）の拡大を目指す」とされた。 さらに、日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）において、2020年までに実現すべき成果目標として、「2010～20年のPFI事業規模：少なくとも約10兆円以上」が掲げられた。 運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置により、公共施設等運営権を活用したPFI事業を促進し、民間事業者が安定した公共施設等の運営等を行うことが可能となり、公共施設等運営権を活用したPFI事業が促進されるこ

			とから、本軽減措置が必要。
			<p>《政策目的の根拠》</p> <p>【新成長戦略】(平成22年6月18日閣議決定)</p> <p>○PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上(1999年のPFI法施行から2009年末までの11年間の事業規模累計約4.7兆円の2倍以上)の拡大</p> <p>【日本再生戦略】(平成24年7月31日閣議決定)</p> <p>○2020年までに実現すべき成果目標:「2010～20年のPFI事業規模:少なくとも約10兆円以上」</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】</p> <p>4. 経済財政政策の推進</p> <p>【施策】</p> <p>⑤民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>【日本再生戦略】</p> <p>2010～20年のPFI事業規模:少なくとも約10兆円以上</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>【日本再生戦略】</p> <p>2010～20年のPFI事業規模:少なくとも約10兆円以上</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>新たに創設された公共施設等運営権に係る登録免許税が軽減されることで、民間事業者が安定した公共施設等の運営等を行うことが可能になり、公共施設等運営権を活用したPFI事業が促進され、日本再生戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p><<適用数の実績把握>></p> <p>—</p> <p><<適用数の将来予測>></p> <p>平成25年度において数件程度の適用が見込まれる。</p>
		② 減収額	—

		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年度～平成32年度)</p> <p>平成23年法改正により導入された公共施設等運営権の登録等にかかる登録免許税を軽減することにより、公共施設等運営権を活用したPFI事業が促進され、日本再生戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものとなる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年度～平成32年度)</p> <p>2010年から2020年までの11年間で、従来と比較して2倍以上の事業規模の拡大を目指す。</p> <p>99年末～09年末(11年間)のPFI事業規模(累計)は約4.7兆円と見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成32年度)</p> <p>公共施設等運営権に対する登録免許税が民間事業者にとって負担となり、公共施設等運営権の普及が進まず、PFI事業規模の拡大が進まないおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度～平成32年度)</p> <p>公共施設等運営権を活用したPFI事業が促進され、新成長戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものとなる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>⑩租特の手段をとる必要性・適切性</p> <p>新たに創設された公共施設等運営権によるPFI事業を行う事業者は、運営権の設定等のために多大な投資を行うことになるため、運営権に係る登録免許税を軽減することは、運営権によるPFI事業を促進し、事業者による安定した公共施設等の運営等のために的確かつ適切。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>⑩他の政策手段との役割分担</p> <p>【当該要望項目以外の税制上の支援措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等運営権の償却可能化(措置済み) <p>【予算上の措置等の要求内容及び金額】</p> <p>被災地における震災復興案件等の募集制度(平成24年度予算5.8億円)</p> <p>予算措置は、PFI事業の検討段階などその立ち上げの段階で地方公共団体等を支援するものであるのに対し、本要望は、公共施設等運営事業を実施する民間事業者が選定され、運営権が設定された際、選定事業者が支払う登録免許税が軽減されるもの。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—

11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	P F I 事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金制度の創設	府省名	内閣府
税 目	法人税、法人住民税、事業税		
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（P F I 事業規模）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用数の将来推計について定量的に予測されていないが、定量的に予測できない理由が示されていないため、定量化できない適切な理由を明らかにする必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（2010～20年のP F I 事業規模：少なくとも10兆円以上）の実現状況の将来予測について、定性的に「P F I 事業規模の拡大に資する」と説明しているが、本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を測ることができない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

大規模修繕が必要となる公共施設等について、予算措置等の政策手段により大規模修繕に備えた措置を実現しようとした場合、PFI事業を実施する民間事業者に利用料金収入等により回収を行うというインセンティブは働きにくいですが、大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とする租税特別措置を創設することにより、利用料金収入等により回収を行うというインセンティブが働くと考えられる。これは「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）において示された独立採算型PFI事業の拡大に資するものである。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

他の政策手段としては補助金や規制等が考えられるが、大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とする租税特別措置を創設することにより、利用料金収入等により回収を行うというインセンティブが働き、独立採算型PFI事業の拡大に資すると言える。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金制度の創設 (国8)(法人税:義) (地3)(法人住民税、事業税:義) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	PFI事業が実施される公共施設等のうち、大規模修繕が必要となるものについては、PFI事業者が将来における大規模修繕に備えるため、一定期間準備金を積み立てる必要があるが、現行税制においては、そのような準備金の損金算入が認められていない。 PFI事業者の準備金積立を促進し、PFI事業による公共施設等の適切な維持管理を確保するため、PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とする特例措置を設けることを要望するもの。大規模修繕が行われる公共施設等について、PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とする特例措置を設ける。
3	担当部局	内閣府民間資金等活用事業推進室
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	無期限
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定)において、2020年までに実現すべき成果目標として、「2010～2020年のPFI事業規模:少なくとも約10兆円以上」が掲げられた。 このため、大規模修繕が必要となる公共施設等に関しても、PFI事業化を推進する必要がある。</p> <p>大規模修繕が必要な公共施設等においては、大規模修繕に備え、修繕費用を一定期間にわたり積み立てを行う必要がある。 このため、大規模修繕が必要となる公共施設等について、PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とすることにより、公共施設等の適切な維持管理確保のための備えの強化を図ることが必要。このことにより、大規模修繕に必要な公共施設等におけるPFI事業の安定的な運営、ひいては大規模修繕に必要な公共施設等におけるPFI事業の増加、日本再生戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものと考えられる。</p>

			<p>《政策目的の根拠》 【日本再生戦略】 ○2020年までに実現すべき成果目標:「2010～20年のPFI事業規模:少なくとも約10兆円以上」</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】 4. 経済財政政策の推進 【施策】 ⑤民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 【日本再生戦略】 2010～2020年のPFI事業規模:少なくとも約10兆円以上</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 【日本再生戦略】 2010～2020年のPFI事業規模:少なくとも約10兆円以上</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 大規模修繕が必要となる公共施設等について、準備金の損金算入を可能とすることにより、公共施設等の適切な維持管理確保のための備えの強化を図り、大規模修繕の必要なPFI事業の安定的な運営を通じて、PFI事業投資への魅力を高め、日本再生戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものとなる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p><<適用数の実績把握>> — <<適用数の将来予測>> 大規模修繕が必要な公共施設等におけるPFI事業における、大規模修繕について、措置の適用が見込まれる。</p>
		② 減収額	—

		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年度～平成32年度) 大規模修繕が必要となる公共施設等について、PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とすることにより、公共施設等の適切な維持管理確保のための備えの強化を図ることは、大規模修繕の必要な公共施設等におけるPFI事業の安定的な運営、ひいては大規模修繕の必要な公共施設等におけるPFI事業の増加を促進し、日本再生戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものと考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年度～平成32年度) 2010年から2020年までの11年間で、従来と比較して2倍以上の事業規模の拡大を目指す。 99年末～09年末(11年間)のPFI事業規模(累計)は約4.7兆円と見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成32年度) 大規模修繕に備えた準備金の積み立てが民間事業者にとって負担となり、大規模修繕の必要な公共施設等におけるPFI事業が進まず、PFI事業規模の拡大が進まないおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度～平成32年度) 大規模修繕の必要な公共施設等におけるPFI事業の増加が促進され、日本再生戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものとなる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>⑩租特の手段をとる必要性・適切性 大規模修繕が必要となる公共施設等について、PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とすることにより、公共施設等の適切な維持管理を図ることができる。また、PFI事業のより安定的な運営が可能となり、大規模修繕の必要なPFI事業の増加を見込むことができることから、要望は妥当。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>⑪他の政策手段との役割分担 —</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方公共団体の長が公共施設等の管理者等としてPFI事業を実施しており、地方公共団体におけるPFI事業数も多いことから地方公共団体において本租税措置を講ずることが必要。</p>
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		今回が初めて

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	「国際戦略総合特区」における特例措置	府省名	内閣府
税目	法人税、登録免許税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
 - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある（＜点検結果表の別紙＞②参照）。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の達成目標（規制緩和と法人税も含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する。）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのかが不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（「国際戦略総合特区」内における企業の新規誘致件数、研究開発投資額、当該企業への出資額、登録免許税に係る特例措置の適用件数）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにしておく必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

 ⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、達成目標の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に「規制緩和と法人税を含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する」と説明しているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

国際戦略総合特区制度は、平成23年12月に第一次の地域指定を行ったところ、現在、国と地方の協議を経た各総合特区における取組が行われているため、現時点で所期の目標が達成される段階にはない。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

総合特別区域法（平成23年法律第81号）に基づく総合特別区域制度については、平成23年8月に施行され、同年12月に第1次総合特別区域を指定したところ。

総合特別区域が税制に係る特例措置の適用を受けるためには、同区域が指定を受けた上で、総合特別区域計画について認定を受けるとともに、指定地方公共団体が事業を実施する法人を指定する必要がある。

総合特別区域計画については第1回認定を平成23年3月に行ったところ、現時点では、指定地方公共団体と事業を実施する法人等の間で調整を行っている段階であり、法人の指定実績がないことから、過去の実績等を確認できる段階にない。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

④参照。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度～25年度：国際戦略総合特区（7地域）において各20事業所（指定自治体からの聞き取りにより推計）

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

④参照。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

＜国税＞

平成23年科学技術研究調査（総務省）から、国際戦略事業の関連産業（※）における企業（資本金1億円以上）1企業当たりの社内使用研究費に係る有形固定資産取得額は183.3百万円と推計するとともに、「平成21年経済センサス-基礎調査（総務省）」から、当該産業に係る1法人当たりの事業所数は7.4事業所であることから、1事業所当たりの社内使用研究費に係る有形固定資産取得額は24.9百万円と推計した。

上記推計に基づき、国際戦略総合特区（7地域）において各20事業所（指定自治体からの聞き取りにより推計）が特例措置を活用し、そのうち10社が特別償却を選択、10社が税額控除の上積みを選択した場合を想定して、下記のとおり算出した。

特別償却（50%）による上乗せ効果： $50\% \times 10 \text{ 事業所} \times 7 \text{ 地域} = 875 \text{ 百万円} \dots (i)$

控除割合上乗せ（2%）による減収効果： $25 \text{ 百万円} \times 2\% \times 10 \text{ 事業所} \times 7 \text{ 地域} = 35 \text{ 百万円} \dots (ii)$

国際戦略総合特区全体の減収効果： $(i) + (ii) = 910 \text{ 百万円} \approx 1,000 \text{ 百万円}$

※化学工業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、汎用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業

＜地方税＞

国際戦略総合特区における法人税の減収が1,000百万円と推計されることから下記のとおり算出した。

法人住民税の減収額： $1,000 \text{ 百万円} \times 17.3\% = 173 \text{ 百万円} \dots (i)$

法人事業税の減収額： $1,000 \text{ 百万円} \times 4.1\% = 41 \text{ 百万円} \dots (ii)$

地方法人特別税の減収額： $41 \text{ 百万円} (ii) \times 105\% \approx 43 \text{ 百万円} \dots (iii)$

$(i) + (ii) + (iii) = 257 \text{ 百万円}$

※ 減収額の将来予測は単年度ごとの予測であって、租税特別措置の適用期間（平成23年度～25年度）においては、毎年度同額の減収額となることを見込んでいる。

- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

④参照。

- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

④参照。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	「国際戦略総合特区」における特例措置 (国9)(法人税、登録免許税) (地4)(法人住民税、法人事業税) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	<国税> 総合特別区域法に基づき、国際戦略総合特区において適用されている法人税における特例措置について、研究開発に係る特例措置を拡充する。 ①国際戦略総合特区において、認定地方公共団体の指定を受けた法人が、認定国際戦略事業を行うために開発研究用減価償却資産を取得して、その事業の用に供した場合には、その取得額に係る特別償却又はその減価償却費に係る既存の研究開発促進税制の税額控除割合の拡充のいずれかを選択できる制度を創設。【法人税に係る研究開発資産の特別償却又は研究開発促進税制の特例】 ②研究開発促進税制の対象となる試験研究費について、現行、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する費用とされているところ、研究成果展示のための設備投資に係る減価償却費についても研究開発税制を適用する。【法人税に係る研究開発税制の対象拡充】 また、認定地方公共団体の指定を受けた法人が、特区内(国際戦略総合特区又は地域活性化総合特区)の土地の上に新築した建物等に係る登録免許税を免除する。
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室・内閣官房地域活性化統合事務局
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度 総合特区制度創設に伴う措置として創設
6	適用又は延長期間	2013年度末まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進し、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な拠点を形成すること。

			《政策目的の根拠》 「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)
	② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策分野】 地域活性化政策 【政策】 政策目標5 地域活性化の推進 【施策】 施策目標⑧ 総合特区の推進	
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 規制緩和と法人税も含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 「国際戦略総合特区」内における企業の新規誘致件数、研究開発投資額、当該企業への出資額、登録免許税に係る特例措置の適用件数 等 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、2020年までに実現すべき成果目標として、「拠点形成による国際競争力等の向上」が定められている。	
8	有効性等	① 適用数等	「国際戦略総合特区」7か所において適用する。
		② 減収額	1,000百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度) 我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進することにより、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成することができる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度) 規制緩和と法人税も含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度) 租税特別措置等と予算措置等との相乗効果が失われれば、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができない結果、国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度)</p> <p>諸外国では研究開発費にかかる税制上の優遇措置が充実しており(例:シンガポールでは国内での支出に対しては150%が損金算入可)研究開発拠点の誘致を行っているところ、租税特別措置の拡充が、我が国のイノベーションを支える研究開発拠点の海外への流出を防止し、また、海外からの流入を促進させる手段となりうる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>我が国経済の成長エンジンとなるような産業・企業の集積等は、当該産業・企業の判断により行われるものであることから、政策目的を実現するためには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国においては、 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高く(72.5%。韓国に次いで2番目)、 ②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.5%)、 ③政府による企業への直接支援が少ない(0.9%、主要国中最低)。 ・ すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。 ・ 研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、妥当性があると言える。 ・ 予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。 ・ 平成23年度経済産業省アンケート結果によれば、「上乗せ措置が継続される保証がないが恒久措置となれば計画に考慮」と回答する企業が半数近く(42%)存在し、上乗せ措置の恒久化が研究開発投資促進の大きなインセンティブとなることが期待できる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、「我が国経済の成長エンジンとなる産業や外資系企業等の集積を促進するため、必要な規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を総合的に盛り込む」と定められている。</p> <p>委託費等の予算措置が、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることに対し、税制措置は民間活力による研究開発投資を幅広く促進することが可能であり、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</p>

		③ 地方公共団体が協力する相当性	「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、「総合特区制度」の趣旨として、「地域の責任ある戦略」に基づき、「民間の知恵と資金、国の施策の『選択と集中』の観点を最大限活かす」と定められている。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	地域活性化総合特区における特例措置の拡充	府省名	内閣府
税目	法人税、登録免許税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
 - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある（＜点検結果表の別紙＞②参照）。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の達成目標（地域資源を最大限活用した地域力の向上）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（「地域活性化総合特区」内における新規設備投資額、登録免許税に係る特例措置の適用件数等）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにしておく必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

 - 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、各特区における具体的な効果見込みを説明しているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

総合特区制度は、平成23年12月に第1次、平成24年7月に第2次の地域指定を行ったところであり、現在、国と地方との協議を経た各総合特区における取組が行われているため、現時点で、所期の目標が達成される段階にない。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

総合特別区域法（平成23年法律第81号）に基づく総合特別区域制度については、平成23年8月に施行され、同年12月に第1次総合特別区域を指定したところ。

総合特別区域が税制に係る特例措置の適用を受けるためには、同区域が指定を受けた上で、総合特別区域計画について認定を受けるとともに、指定地方公共団体が事業を実施する法人を指定する必要がある。

総合特別区域計画については第1回認定を平成23年3月に行ったところ、現時点では、指定地方公共団体と事業を実施する法人等の間で調整を行っている段階であり、法人の指定実績がないことから、過去の実績等を確認できる段階にない。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

④参照。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

租税特例措置の適用を予定している企業数については、自治体への調査等を踏まえ、租税特別措置の適用期間（平成23年度～25年度）においては、毎年度全特区において8社ずつ適用があるものと仮定している。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

④参照。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

民間投資・除却調査（内閣府）から、地域活性化総合特区の関連産業（化学工業（2特区）、電気機械（6特区）、輸送用機械（3特区）、医療・福祉（9特区）、農林水産業（5特区））における企業の新設設備投資額を推計。

業種（中分類）	新設設備投資額（資本金1億円未満の法人1社あたり） （単位：百万円）				
	合計	機械・装置	建物	附属設備	構築物
化学工業	1,006	463	212	65	24
電気機械器具製造業	2,211	1,079	181	77	13
医療・福祉	2,182	3	67	126	5
輸送用機械器具製造業	1,710	865	338	75	92
農林水産業	540	208	91	60	68

(1) 投資税額控除

控除限度額は、機械等の15%、建物等の8%の組み合わせとし、各業種における減税額は、
 「新設設備投資額（機械等）」×15%+「新設設備投資額（建物等）」×8%×8事業所×特区数

	化学工業	電気機械製造業	医療・福祉	輸送機械製造業	農林水産業	減税額計 単位：百万円
機械等15%・建物等8%	41	74	8	99	21	242
特区数	2	6	9	3	5	25
分野別減税額	82	441	70	297	106	<u>996</u>

(2) 特別償却

償却限度額は、機械等の50%、建物等25%の組み合わせとし、各業種における減税額は、
 「新設設備投資額（機械等）」×50%+「新設設備投資額（建物等）」×25%×税率30%×8事業所×特区数

	化学工業	電気機械製造業	医療・福祉	輸送機械製造業	農林水産業	減税額計 単位：百万円
機械等50%・建物等25%	40	73	7	97	21	239
特区数	2	6	9	3	5	25
分野別減税額	80	438	66	292	104	<u>980</u>

(1)(2)は選択適用であることから、地域活性化総合特区の減収効果は約1,000百万円弱。

<地方税>

国際戦略総合特区における法人税の減収が1,000百万円と推計（※）されることから下記のとおり算出した。

法人住民税の減収額 : 1,000百万円×17.3%=173百万円…(i)

法人事業税の減税額 : 1,000百万円×4.1%=41百万円…(ii)

地方法人特別税の減税額 : 41百万円(ii)×105%≒43百万円…(iii)

(i)+(ii)+(iii)=257百万円

※減収額の将来予測は単年度ごとの予測であって、租税特別措置の適用期間（平成23年度～25年度）においては、毎年度同額の減収額となることを見込んでいる。

【内閣04】

※参考

<国税>

平成 23 年科学技術研究調査(総務省)から、国際戦略事業の関連産業(※)における企業(資本金 1 億円以上) 1 企業当たりの社内使用研究費に係る有形固定資産取得額は 183.3 百万円と推計するとともに、「平成 21 年経済センサス - 基礎調査(総務省)」から、当該産業に係る 1 法人あたりの事業所数は 7.4 事業所であることから、1 事業所当たりの社内使用研究費に係る有形固定資産取得額は 24.9 百万円と推計した。

上記推計に基づき、国際戦略総合特区(7 地域)において各 20 事業所(指定自治体からの聞き取りにより推計)が特例措置を活用し、そのうち 10 社が特別償却を選択し、10 社が税額控除の上積みを選択した場合を想定して、下記のとおり算出した。

特別償却(50%)による上乗せ効果: $50\% \times 10 \text{ 事業所} \times 7 \text{ 地域} = 875 \text{ 百万円} \dots (i)$

控除割合上乗せ(2%)による減収効果: $25 \text{ 百万円} \times 2\% \times 10 \text{ 事業所} \times 7 \text{ 地域} = 35 \text{ 百万円} \dots (ii)$

国際戦略総合特区全体の減収効果: $(i) + (ii) = 910 \text{ 百万円} \approx \underline{1,000 \text{ 百万円}}$

※化学工業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、汎用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握(評価書中 8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明)

④参照。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認(評価書中 8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明)

④参照。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性(評価書中 9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明)

地域活性化総合特区は、地域の課題解決に取り組む企業が志ある資金を円滑に調達できることが必要であると考えており、そのためには国際戦略総合特区と同様、企業による投資が促進されるよう、法人税に係る特例等を認めることが、補助金等や規制の特例措置と比較して最も効果的であると考えている。

⑭ 他の政策手段との役割分担(評価書中 9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明)

内閣官房・内閣府において所管されている「構造改革特区制度」においては、規制緩和の全国展開を視野に、特定地域において規制の特例措置の適用が認められている。

一方、「地域活性化総合特区」は、全国展開を念頭に置いている点では共通しているものの、地方のコミットメントの下、規制の特例措置のみならず、税制・財政・金融の支援措置を一体として実施するものである。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地域活性化総合特区における特例措置の拡充 (国 10)(法人税、登録免許税) (地 5)(法人住民税、法人事業税) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	総合特別区域法に基づき、国際戦略総合特区において適用されている法人税に係る①投資税額控除、②特別償却、(①、②については、事業者の判断による、いずれか1つの選択制)を、地域活性化総合特区においても導入する。 ①、②特別償却・投資税額控除 ■ 特区内において、認定地方公共団体の指定を受けた法人が、認定地域活性化総合特別区域計画に定められた事業を行うために設備等(以下に掲げるものに限る。)を取得等してその事業の用に供した場合には、その取得価額の 50%(建物等については 25%)の特別償却又は 15%(建物等については、8%)の税額控除のいずれかの選択適用ができる特例措置を適用できる。ただし、税額控除額については当期の法人税額の 20%を限度とし、控除限度超過額については 1 年間の繰越しができることとする。 ■ 対象とする設備等 ・ 認定地域活性化総合特別区域計画に定められた事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物 ・ 取得価額が次の設備等の区分に応じ、次の金額以上であるもの 機械・装置: 2,000 万円以上 建物・附属設備・構築物: 1 億円以上 また、認定地方公共団体の指定を受けた法人が、特区内(国際戦略総合特区又は地域活性化総合特区)の土地の上に新築した建物等に係る登録免許税を免除する。
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室・内閣官房地域活性化統合事務局
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 23 年度、総合特区制度創設に伴う措置として創設。
6	適用又は延長期間	2013 年度末まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 総合特別区域法の趣旨に基づき、地域の知恵と工夫を最大限生かすことにより、地域資源を最大限活用した地域力の向上を図る。

			<p>《政策目的の根拠》 「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、2020 年までに実現すべき成果目標として、「地域資源を最大限活用した地域力の向上」が定められている。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策分野】 地域活性化政策 【政策】 政策目標 5 地域活性化の推進 【施策】 施策目標⑥ 総合特区の推進</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、2020 年までに実現すべき成果目標として、「地域資源を最大限活用した地域力の向上」が定められている。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 「地域活性化総合特区」内における新規設備投資額、登録免許税に係る特例措置の適用件数等</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 総合特区制度による国と地方の協議を経て、154 提案が実現</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>各特区における具体事例については以下のとおり。</p> <p>(参考)</p> <p>ア) あわじ環境未来島特区 企業数：14 社（太陽光発電事業者、洋上風力発電事業者等）</p> <p>イ) 国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 企業数：9 社（医療関連事業者、観光関連事業者）</p>
		② 減収額	1,000 百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 23 年度～平成 26 年度) 民間企業の活力を活用することは地域の活性化にとって有効であり、本特例措置を講ずることにより、総合特区制度における他の支援策と併せ、総合特区の目標達成に資する民間投資の後押しにつながり、地域の活性化が図られるものである。</p> <p>なお、各特区における具体的な効果見込みとしては、以下のとおり。</p>

			<p>(参考)</p> <p>ア) あわじ環境未来島特区 当該特区では、世界的にみると立ち遅れている再生可能エネルギーを活用したエネルギー創出に重点的に取り組むとともに、増加の一途にあるエネルギー消費の抑制・最適化に市民が主体的に取り組むことにより、地域のエネルギー自給率を高め、自立的な地域の形成を進めることとしている。</p> <p>そこで、再生可能エネルギー関連事業や農漁業関連事業に資する企業の集積を促進することにより、地域経済の活性化が進み、地域力の向上が図られる。</p> <p>イ) 国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 医療や観光関連事業者の進出が促進され、日本の医療関連産業の成長に資するとともに、“最初に触れ・最後に訪れる日本”の印象向上によって、わが国の観光立国実現に寄与することが見込まれるため、税収減を十分に是認できるものと考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成 23 年度～平成 26 年度) 規制緩和と財政措置を中心に、税制・金融支援を組み合わせた手段により、持続可能で自立した発展が可能な地域の構築が図られ、地域力が向上する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成 23 年度～平成 26 年度) 租税特別措置等と予算措置等との相乗効果が失われれば、再生可能エネルギー関連事業や農漁業関連事業に資する企業の集積が十分に進まず、地域資源を最大限活用するために必要な事業が十分に実施されない結果、日本再生のモデルとして国内に広く波及するようなビジネスモデルを生み出すことが困難となり、地域力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成 23 年度～平成 26 年度) 法人税の軽減措置を呼び水として、再生可能エネルギー関連事業や農漁業関連事業に資する企業の集積が図られることにより、減収額を上回る追加的な税収が期待できる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>民間企業の活力を活用することは地域の活性化にとって有効であり、本特例措置を講ずることにより、総合特区制度における他の支援策と併せ、総合特区の目標達成に資する民間投資の後押しにつながり、地域の活性化が図られるものである。</p> <p>なお、各特区における具体的な効果見込みとしては、以下のとおり。</p> <p>(参考)</p>

		<p>ア) あわじ環境未来島特区 当該特区では、世界的にみると立ち遅れている再生可能エネルギーを活用したエネルギー創出に重点的に取り組むとともに、増加の一途にあるエネルギー消費の抑制・最適化に市民が主体的に取り組むことにより、地域のエネルギー自給率を高め、自立的な地域の形成を進めることとしている。 そこで、再生可能エネルギー関連事業や農漁業関連事業に資する企業の集積を促進することにより、地域経済の活性化が進み、地域力の向上が図られる。</p> <p>イ) 国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 医療や観光関連事業者の進出が促進され、日本の医療関連産業の成長に資するとともに、“最初に触れ・最後に訪れる日本”の印象向上によって、わが国の観光立国実現に寄与することが見込まれるため、税収減を十分に是認できるものと考えられる。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>「総合特区推進調整費」を要求する予定。</p> <p>(参考) 各特区における取組み</p> <p>イ) 国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際医療交流の拠点づくり促進補助金 (大阪府/H24年度予算額/10億円) ・ 企業誘致奨励金の交付額割増規定の要件緩和 (泉佐野市/H24年6月市議会日程)
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、「地域の知恵と工夫を最大限活かす規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等、『新しい公共』との連携を含めた政策パッケージを講じる」と定められている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	地域活性化総合特区の所得税における特例措置の対象事業の追加	府省名	内閣府
税目	所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
 - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の達成目標（持続可能で自立した発展が可能な地域の構築）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（「地域活性化総合特区」内における企業への出資額等）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにしておく必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

 ⑫ 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に「持続可能で自立した発展が可能な地域の構築が図られ、地域力が向上する」と説明しているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 総合特別区域法（平成23年法律第81号）に基づく総合特別区域制度については、平成23年8月に施行され、同年12月に第1次総合特別区域を指定したところ。
 総合特別区域が税制に係る特例措置の適用を受けるためには、同区域が指定を受けた上で、総合特別区域計画について認定を受けるとともに、指定地方公共団体が事業を実施する法人を指定する必要がある。
 総合特別区域計画については第1回認定を平成23年3月に行ったところ、現時点では、指定地方公共団体と事業を実施する法人等の間で調整を行っている段階であり、法人の指定実績がないことから、過去の実績等を確認できる段階にない。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 ④参照。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 租税特例措置の適用を予定している企業数については、自治体への調査等を踏まえ、租税特例措置の適用期間（平成23年度～25年度）においては、毎年度5社ずつ適用があるものと仮定している。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 ④参照。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 再生可能エネルギー関連事業を行う中小企業の資本金については、法人税法上の中小企業の資本金の上限に倣い、一律1億円と仮定。また、個人投資家1人当たりの年収額及び出資額について、経済産業省「エンジェル税制Q&A集」の計算例を基に、収入金額800万円、出資額300万円と仮定すると、投資家数は33となる。
 また、租税特例措置の適用を予定している企業数については、自治体への調査等を踏まえ、租税特例措置の適用期間（平成23年度～25年度）においては、毎年度5社ずつ適用があるものと仮定。
 これらから試算すると、
 ア) 出資に係る所得控除を適用しない場合の所得税額 70万円/人
 イ) 出資に係る所得控除が適用された場合の所得税額 22万円/人
 ⇒出資に係る所得控除の適用による減税額 = (70 - 22) × 33 × 5社 = 79百万円
 ≒約 80百万円
- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
 ④参照。

- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

④参照。

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

地域活性化総合特区は、地域の課題解決に取り組む企業が志ある資金を円滑に調達できることが必要であると考えており、そのためには国際戦略総合特区と同様、企業による投資が促進されるよう、法人税に係る特例等を認めることが、補助金等や規制の特例措置と比較して最も効果的であると考えている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地域活性化総合特区の所得税における特例措置の対象事業の追加 (国 11)(所得税) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	総合特別区域法第2条第3項第2号に定める特定地域活性化事業について、地域活性化総合特区の税制優遇措置(所得控除)の対象事業に以下の事業を追加する。 ・農業資源由来に限定されている再生可能エネルギー源を活用した事業の範囲を拡大し、大規模未利用地を活用した太陽光発電事業など、農業資源に由来しない再生可能エネルギー源を活用した事業 ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)の施行に伴い、総合特別区域内で、虐待を受け、又は受けているおそれのある障害者の迅速かつ適切な保護を行う施設又は設備の整備又は運営に関する事業
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室・内閣官房地域活性化統合事務局
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度 総合特区制度創設に伴う措置として創設
6	適用又は延長期間	2013年度末まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域の知恵と工夫を最大限活かすことにより、地域資源を最大限活用した地域力の向上を図る。 《政策目的の根拠》 「新成長戦略」(平成22年6月18日) 〈地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かす「総合特区制度」を創設する。・・・「地域活性化総合特区(仮称)」では、地域の知恵と工夫を最大限活かす規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等・・・を講じる。〉
		② 政策体系における政策目的の位置付け 【政策分野】 地域活性化政策 【政策】 政策目標5 地域活性化の推進 【施策】 施策目標⑧ 総合特区の推進

		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 規制緩和と財政措置を中心に、税制・金融支援を組み合わせた手段により、持続可能で自立した発展が可能な地域の構築が図られる。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 「地域活性化総合特区」内における企業への出資額等 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、2020年までに実現すべき成果目標として、「地域資源を最大限活用した地域力の向上」が定められている。 また、豊富な日照、良好な風況、速い潮流など、淡路地域が有する豊富な再生可能エネルギー資源や大規模未利用地の活用によるエネルギー創出の拡大や、全国に誇る農水産業の活用による農と食の専門人材の育成などを実現することにより、地域資源を最大限活用した地域力の向上が図られる。
		8 有効性等	① 適用数等 「地域活性化総合特区」6箇所程度において適用する。 ② 減収額 〈所得税の減収額(試算)〉 7,644万円 ※1人当たり年収額:800万円(経済産業省作成「エンジェル税制Q&A集」における計算例に準ず) ※1人当たり投資額:10万円(あわじ環境市民ファンドでの想定)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度~平成26年度) 外的な環境変化や災害・事故等のリスクに強い、自立した安全・安心の地域を作るには、エネルギー面での自立と食料面での自立が不可欠である。このため、世界的にみると立ち遅れている再生可能エネルギーを活用したエネルギー創出に重点的に取り組むとともに、増加の一途にあるエネルギー消費の抑制・最適化に市民が主体的に取り組むことにより、地域のエネルギー自給率を高め、自立的な地域の形成を進めることとしている。 そこで、大規模未利用地を活用した太陽光発電、良好な風況を生かした洋上・陸上風力発電、日本有数の速い潮流を生かした潮流発電、豊かな日照量を活用した太陽熱発電など、地域特有の資源を生かした事業に対して、投資が促進されることにより、エネルギー創出拡大に寄与する企業の集積が進み、地域力の向上が図られる。

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成23年度～平成26年度)</p> <p>規制緩和と財政措置を中心に、税制・金融支援を組み合わせた手段により、持続可能で自立した発展が可能な地域の構築が図られ、地域力が向上する。</p>
			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:平成23年度～平成26年度)</p> <p>租税特別措置等と予算措置等との相乗効果が失われれば、地域戦略として志のある資金を結集すべき事業や、地域資源を最大限活用するために必要な事業が十分に実施されない結果、地域力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p>
			<p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度)</p> <p>・農業資源に由来しない再生可能エネルギー源を活用したエネルギー創出に取り組む事業が普及・促進されることにより、エネルギー創出が一層拡大するとともに、エネルギー創出に寄与する企業の集積が進むことにより、将来的には税收減を上回る追加的な税收が期待できる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	地域戦略として志のある資金を結集すべき具体的事業や地域資源を最大限活用するために必要な具体的な事業は、事業者の知恵と工夫を生かすことが重要であるため、政策目的を実現するためには、一定の要件満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、「地域の知恵と工夫を最大限活かす規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等」、『新しい公共』との連携を含めた政策パッケージを講じると定められている。 また、本税制措置は、投資家の積極的な投資により、再生可能エネルギーの創出を一層促進し、「エネルギーが持続する地域」を実現することを目的としているものであるが、投資家を対象とした同一目的・対象要件で交付される補助金等の支援措置は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、「総合特区制度」の趣旨として、「地域の責任ある戦略」に基づき、「民間の知恵と資金、国の施策の『選択と集中』の観点を最大限活かす」と定められている。 また、提案者である「あわじ環境未来島特区」の「あわじ環境未来島構想」では、世界人口の増加、経済発展による資源制約、地球環境への負荷増大や災害等への脆弱性、人口減少、少子・高齢化など、日本各地あるいは世界各地が抱える共通課題に対し、住民、企業、行政の協働で社会実験として取り組

			<p>むこととしている。</p> <p>また、日本の地方の縮図の要素が凝縮された淡路において、豊富な自然エネルギーの賦存量、全国に誇る農水産業など、高いポテンシャルを生かして持続可能な地域社会モデルを創出することを目指している。</p> <p>地域に蓄積した持続社会づくりの知恵・ノウハウを最大限に活用した淡路島モデルを確立し、共通課題を抱える他地域へ応用することは、国内外の地域活性化に資するものである。</p>
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	ふるさと投資（地域活性化小口投資）促進税制	府省名	内閣府
税目	所得税、個人住民税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（ふるさと投資の総額）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（地域再生を担う事業者に対する個人の投資が促進されて事業者の幅広い資金調達が可能となり、家計の志を活かした新しい資金の流れの形成に寄与するとともに、事業の円滑な実施を通じた地域の活性化が可能となること）の実現状況の将来予測について、定性的に「家計の志を活かした個人による地域再生事業者に対する投資が促進され、当該事業者の事業の円滑化を通じて地域の特色のある地域再生を推進することが見込まれる」と説明しているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 ふるさと投資を取り扱うファンド会社の公表情報によれば、ファンド組成額 28 億円に対し、投資家数は 5 万人とのことであり、前者を後者で除すると 1 人当たりの投資額は約 5.6 万円と推計される。測定指標である 2013 年～2015 年の 3 年間でファンド組成額 50 億円の達成のためには、50 億円 ÷ 3 年 ÷ 56,000 円 = 約 3 万人からの投資が必要となる。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 算定根拠は下記のとおり。
 $30,000 \times (56,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\% = 162 \text{ 百万円}$
 ※30,000：毎年度の適用数
 ※56,000：1 人当たり投資予定額
 ※2,000：基礎控除額
 ※10%：所得税率
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
 投資家に対して直接投資インセンティブを付与することが困難な補助金等他の政策手段に比べて、投資家に対して直接投資インセンティブを付与することができる租税特別措置等の手段は相当であると考える。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	ふるさと投資（地域活性化小口投資）促進税制 （国 1 2）（所得税） （地 6）（個人住民税）
		【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	<p>地域再生法に則り、内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に基づき、「日本再生戦略」に掲げるグリーン、ライフ、農林漁業分野に係る地域再生事業を行う事業者であって、当該地域再生計画を作成した地方公共団体が一定要件に該当するものとして確認を行ったものに対して、個人が匿名組合出資を行った場合、所得控除（寄附金控除）の規定を適用する税制上の特措置を創設する（所得税及び個人住民税（所得割））。</p> <p>また、投資に損失が出たときは、その年の株式譲渡益と通算できるものとするとともに、通算しきれなかった損出について、翌年以降3年間にわたって、繰越し控除できるものとする（所得税及び個人住民税（所得割））。</p> <p>所得控除（寄附金控除の規定を適用） （投資額－2,000 円）をその年の総所得額等から控除 ※投資額の上限は、総所得金額 × 40% と 1,000 万円のいずれか低い方損益通算</p> <p>投資に損出が生じた場合、その年の株式譲渡益と通算できるものとするとともに、通算しきれなかった損出について、翌年以降3年間にわたって、順次株式譲渡益と通算</p>
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室・内閣官房地域活性化統合事務局
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規
6	適用又は延長期間	2013 年から 2015 年まで
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 家計の志を活かした新たな資金の流れを形成し、地域の活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 「地域再生基本方針」（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定、平成 24 年 4 月 27 日一部変更）において、医療、福祉、リサイクル、新エネルギー、地場産業支援のための試験研究、商品開発、販路拡大の促進といった政策的意義が高いものの、収益性の観点から民間事業者の積極的参入が期待できない事業分野について、地域再生に資する経済的社会的効果の高いものとして、民間からの投資を促進するための誘導措置を講ずるとされている。 また、「成長ファイナンス推進会議」（平成 24 年 2 月 15 日官房長官決裁）取りまとめ（同年 7 月 9 日）において、各地の伝統産業やソーシャ</p>

			<p>ルビジネス等を対象にした投資ファンドの組成を後押しするために、ファンド事業に対して、総合特区制度等既存の制度を活用した税制等の支援措置等を講ずるとされている。</p> <p>さらに、「成長ファイナンス推進会議」取りまとめを柱の一つとして反映させた日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）においては、家計の志をいかした新たな資金の流れの形成に向け、官民連携によるふるさと投資（地域活性化小口投資）プラットフォームを創設し、各地の伝統産業やソーシャルビジネス、若者や女性による企業等の支援を対象にした投資ファンドの組成を後押しするとされているほか、地域の活性化等に結びつき、その速やかな実施が特に求められるグリーン、ライフ、農林漁業の3分野と、中小企業を加えた日本再生プロジェクトを優先するとされている。</p> <p>これらを踏まえると、こうした民間事業に対して、家計の志をいかした新たな資金の流れを形成し、事業の円滑な実施を通じて地域の活性化を図るため、税制上の特例措置によるインセンティブ付与が必要である。</p>
	②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】 5. 地域活性化の推進</p> <p>【施策】 ③地域再生計画の認定</p>
	③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本特例措置により、グリーン、ライフ、農林漁業分野における地域再生を担う事業者に対する個人の投資が促進されて事業者の幅広い資金調達が可能となり、家計の志をいかした新しい資金の流れの形成に寄与するとともに、事業の円滑な実施を通じた地域の活性化が可能となる。</p> <p>→ふるさと投資の総額 目標値：2015年末 50億円</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ふるさと投資の総額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、ふるさと投資は、株式等と同等の税制優遇を受けることが可能となり、個人の地域再生事業者に対する投資を促進し、当該事業者の円滑化を通じて地域の特色ある地域再生を推進することができる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	平成25年度 30千人 平成26年度 30千人 平成27年度 30千人

		② 減収額	<p><国税> 平成25年度 162百万円 平成26年度 162百万円 平成27年度 162百万円</p> <p><地方税> 平成25年度 162百万円 平成26年度 162百万円 平成27年度 162百万円</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成25年度～27年度) 地域再生事業者に対する投資は、金融機関による間接金融が中心であるが預貯金の低下、預金の増加に伴う金融機関の国債保有の増加など、必ずしもリスクマネーの供給が十分になされているとはいえない状況である。 本特別措置により、家計の志を活かした個人の金融資産が地域再生事業者の下に投資の形で活用され、当該事業者の事業の円滑化を通じて地域の特色ある地域再生を推進することができるようになり、政策目標の達成に寄与するものといえる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成25年度～27年度) 本特例措置により、家計の志を活かした個人による地域再生事業者に対する投資が促進され、当該事業者の事業の円滑化を通じて地域の特色のある地域再生を推進することが見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成25年度～27年度) 本特別措置が創設されなければ、地域再生事業者は資金支援を幅広く集めることは難しく、政策目的の達成は困難である。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成25年度～27年度) 個人の地域再生事業者に対する投資が促進され、より多くの民間資金を元手として地域再生に不可欠な事業が円滑に遂行されることで、地域の特色ある地域再生の推進につながり、急激な人口減少・高齢化時代において歳出増加傾向にある行政コストの削減等につながる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>地域再生は、自治体が住民や地域の民間企業等との協力の下に、自主性と創意工夫を活かすことが重要であり、国の支援策としては、地域の自主性と創意工夫を尊重した上で民間の力をうまく引き出すための政策が重要であり、当該施策のツールとしては、地域再生事業に対する民間投資にインセンティブを付与するための税制上の特例措置が有効である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置なし

		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	地域再生計画は、地域の再生を図るための計画を国が認定するものである。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

【内閣07】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	データセンター地域分散化促進税制の創設	府省名	内閣府
税目	法人税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 平成24年版情報通信白書127ページによれば、本租税特別措置等の制度が存在しない現状においても、「震災後の首都圏での電力供給事情の悪化」や「22道府県82市に及ぶ地方自治体の支援施策」によって、既に「全国でデータセンターの立地が相次いでいる」とされており、本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている「国内データセンターのうち東京圏に立地する割合」は、電力供給事情や地方自治体による支援施策等、他の外部要因の影響を相応に受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。（＜点検結果表の別紙＞③）参照

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 将来における税収減を是認する効果について、「本措置による投資促進効果により、データセンター市場（約14,000億円）が2,800億円程度拡大すると想定。これにより、120億円程度（減収見込額と同等）の法人税収増が見込まれる。」と説明しているが、投資促進効果の算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示した上で、本租税特別措置等のみの効果として「120億円程度（減収見込額と同等）の法人税収増が見込まれる」ことを説明しておらず、これらを明らかにした上で、将来における税収減を是認する効果について適切に説明する必要がある。（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（本措置の適用期間中に東京圏に立地するデータセンターの割合を60%まで下げる）の実現状況の将来予測について、「東京圏に立地する割合を約60%まで低下させる」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>>欄への補足説明）

現状として、東京圏に集中するデータセンターの割合は今後も大きく変わらないことが見込まれており（※）、東京圏への集中度合が緩和された場合には、本税制措置等を踏まえた上で企業が経営判断により設備投資をした結果であると言える。また、設備投資に対しては従来から自治体による支援策が講じられているところであるが、東京圏への集中度合を緩和するまでの効果は見られていない。したがって、この測定指標は、本税制措置以外の要因の影響を大きく受けるものではない。

なお、本税制措置の適用を受ける設備については、電気通信基盤充実臨時措置法（平成3年法律第27号）に基づき総務省で認定を行うことから、本税制措置の適用を受けたことによる東京圏への集中度合（サーバールーム床面積）の変化は把握可能である。

※「データセンタービジネス市場調査総覧2012年版（富士キメラ総研）」

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

本税制措置により実現しようとする政策目的は、「情報通信基盤の耐災害性の強化」だけでなく、「地域における関連産業の創出等、地域経済の活性化」を目指すものであり、地方への投資促進効果をもって税収減に対する効果を説明することは妥当である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	データセンター地域分散化促進税制の創設 (国14)(法人税:義)
2	要望の内容	電気通信回線を介して自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を営む電気通信事業者が、多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号)第二十二條第一項に定める東京圏(以下「東京圏」という。)を除く地域内のデータセンターに設置するサーバ一等の電気通信設備について、特別償却の措置を適用する。 (1)対象者 電気通信回線を介して自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を営む電気通信事業者(電気通信基盤充実臨時措置法に基づく実施計画の認定を受けた者に限る。) (2)対象設備 電気通信基盤充実臨時措置法の規定に基づき総務大臣の認定を受けた信頼性向上施設整備事業の実施計画(認定計画)に従って取得した電気通信設備 ①サーバ、②ルーター、③スイッチ及び④非常用電源装置(②～④は、①と同一の計画に基づき、同一の施設内に設置されるものに限る。) (3)措置内容 取得価額の30%の特別償却
3	担当当局	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及啓発・連携担当)付
4	評価実施時期	平成24年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで(2年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 東京圏以外のデータセンター内に設置するサーバ一等の電気通信設備を取得した事業者に対し、税制の特例措置を適用することにより、国内データセンターの地域分散を促進し、我が国における情報通信基盤の耐災害性を強化するとともに、地域における関連産業の創出等、地域経済の活性化を図る。 《政策目的の根拠》 ■日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定) ○環境の変化に対応した新産業・新市場の創出 データセンターの分散化や稼働の効率化を通じて省エネ・節電を進めるためのクラウド技術の開発・導入等。 ■ICT地域活性化懇談会提言(平成23年7月12日) ○防災・減災や災害時の対応を念頭に置いたICT利活用基盤の整備 ネットワークの冗長性を確保する観点からは、IX(Internet eXchange)機能やデータセンタの地域分散化を始めとして、衛星インターネットと固定・移動通信ネットワークを組み合わせた網構築、通信途絶時のメッシュ型無線LAN(Local Area Network)網による応急復旧等を推進すべきである。このような取組を通じ、災害時等において、必要な人に必要な情報を届けることが可能な運営体制の整備を進めていくべきである。

			<p>■大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会 最終とりまとめ(平成23年12月27日) ○インターネットのネットワーク構築の在り方 回線容量等の増強については通信事業者における取組が進められているところであるが、<u>首都圏に集中したインターネットの相互接続ポイント</u>やデータセンタの地域分散化などの取組も併せて行うことは、ISPにとっては設備投資や事業運営に必要な資金の確保等が困難になることが考えられる。関係事業者における検討・取組を基本として、それらの状況を注視しつつも、現下のインターネットをめぐる環境変化やISPの置かれている状況等も踏まえながら、国において所要の方策や支援策を検討することが必要である。</p>
	②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>(内閣府本府政策評価基本計画(平成23年内閣総理大臣決定)) 【政策】 9. 防災政策の推進 【施策】 ⑤地震対策等の推進</p>
	③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成32(2020)年までに、東京圏に集中している国内データセンターの地域分散を促進し、東京圏に立地する割合を現在の約63%から約50%まで下げることが目標とし、本措置の適用期間中に東京圏に立地する割合を約60%まで下げることが目指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 国内データセンターのうち東京圏に立地する割合(サーバールーム床面積) なお、国内データセンターの約63%が東京圏に集中しており、今後もその傾向は変わらないことが予想される中、本税制優遇措置は、東京圏以外のデータセンター内に設置するサーバー等の電気通信設備を取得した事業者に適用し、国内データセンターの地域分散化を促進するものであり、本税制優遇措置以外の要因の影響を大きく受けるものではない。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 国内データセンターの地域分散により、我が国における情報通信基盤の耐災害性強化及び地域経済の活性化に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成25年度 約200者 平成26年度 約200者</p> <p>※「データセンタビジネス市場調査総覧2012年版」(富士キメラ総研)に掲載のデータセンター事業者は329者。このうち、登録・届出をしている電気通信事業者は282者(約86%)。また、事業者に対するアンケートの結果によると、約70%が本措置の適用を受ける見込み。(282者×70%=197者)</p>

	②	減収額	<p>平成25年度 12,172百万円 平成26年度 12,546百万円</p> <p>※「データセンタビジネス市場調査総覧2012年度版」(富士キメラ総研)に掲載の設備投資見込額を基に、本措置による投資促進効果を加味して算出(平成25年度は設備投資見込額144,645百万円に特別償却率30%及び法人税率(復興法人税率を含む。)28.05%を乗じて算出。また、平成26年度は設備投資見込額149,087百万円に特別償却率30%及び法人税率(復興法人税率を含む。)28.05%を乗じて算出。)</p>
	③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年度~平成26年度) 我が国における情報通信基盤の耐災害性を強化するとともに、地域における関連産業の創出等、地域経済の活性化を図るために、本措置により、東京圏以外への設備投資に対するインセンティブを付与し、国内データセンターの地域分散化を促進する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年度~平成26年度) 国内データセンターの約63%が東京圏に集中し、今後もその傾向が変わらないとされている現状から、東京圏以外への設備投資に対するインセンティブを付与する本措置により、国内データセンターの地域分散化を促進し、東京圏に立地する割合を約60%まで低下させる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度~平成26年度) 東日本大震災以降、情報システムの安全性を確保する観点からデータセンターの需要はますます高まっている一方で、国内データセンターの約63%が東京圏に集中しており、今後もその傾向は変わらないことが予想されている。こうした状況のまま、関東で大規模災害が発生した場合には、社会経済の中核機能がまひする恐れがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度~平成26年度) 首都直下地震等に備え、我が国における情報通信基盤の耐災害性が強化されるほか、ICT利活用の重要な拠点であるデータセンターが地方に分散されることにより、行政、医療、教育、産業等のあらゆる分野において効率性の向上や蓄積された情報に高付加価値をつけることによる新たな産業の創出につながるものが当該地域において期待される。本措置による投資促進効果により、データセンター市場(約14,000億円)が2,800億円程度拡大すると想定。これにより、120億円程度(減収見込額と同等)の法人税収増が見込まれる。 また、一部の事業者で、電気代等が安価な海外にバックアップ拠点を整備する動きも見られており、本措置により、データセンターの海外流出を食い止め、産業の空洞化を避けることによる経済効果も期待される。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>アジアの中でデータセンター誘致に積極的であると言われるシンガポールの法人税率が17%であるのに対し、我が国では法定実効税率が40%弱（復興法人税率10%を含む。）と高くなっており、データセンターの海外流出を防ぎ、国内への投資を促進させるためには税負担の軽減が必要となる。</p> <p>また、本措置の対象となるサーバー等の電気通信設備は、データセンター事業を行う事業者により、毎年度一定規模の投資が行われるため、幅広くインセンティブを付与することが可能であり、税制の特別措置として妥当である。</p> <p>なお、限られた事業者を対象とした補助金等の予算措置では、東京圏以外に設備投資を誘導するには不十分である。また、規制により地方立地の義務付け等を行うことは、国内データセンターの国際競争力を低下させ、更なる海外流出を招く恐れが高いことから適切ではない。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>平成22年度には、地方立地に適したコンテナ型データセンターの設置の阻害要因となる制度（建築基準法、消防法）の改善等を行ったところ。それ以外では特段、制度改善等の要請はなく、本措置によりインセンティブを付与することによって、積極的な誘致策を行う自治体と一体となって事業者の地方への設備投資を後押ししていくこととしている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>多くの自治体がデータセンターの誘致活動を実施しているように、地方においてデータセンターの新規立地及び既存の地方型データセンターの利活用が促進されることは、当該地域において、関連産業の創出、関連産業も含む雇用創出及び将来的な固定資産税の増収等につながるため、データセンターの地域分散は自治体にとってもメリットが期待される。</p> <p>また、地方に立地する場合には、広大な土地にコンテナ型データセンターを並べた拡張可能な運用形態や、冷涼な気候又は再生可能エネルギーを活用した環境配慮型のデータセンターなど、東京圏では実現できない地域の有効な資源を活用したデータセンターを構築することが可能となり、地域の活性化にも貢献することができる。</p> <p>さらに、当該地域が進めるICTを活用した新たな街づくりの中で、データセンターを拠点としてクラウドコンピューティング等の導入を促進することにより、データの分散管理や社会インフラの高度化を図ることができ、災害にも強い街づくりを実現することができる。</p>
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	災害に強く環境負荷低減等に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の拡充及び延長	府省名	内閣府
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（営業用倉庫からのCO₂排出削減量）は、他の地球温暖化対策等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数の所期の想定が示されていないため、過去の実績について、所期の想定と比較して想定外に僅少でないこと、適用に偏りがなかったことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比して説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（営業用倉庫からのCO₂排出削減）の実現状況について、「平成23年度末における…営業倉庫の排出削減量は89,095トン」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「効率的で環境負荷低減に資する物流拠点施設の整備をさらに促進し、平成32年（2020）度末までにCO₂排出量を1990年比25%削減する」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本特例の適用数 45 件のうち、事業者数は 35 社であり、特定の倉庫業者に偏っているものではない。
- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
本租税特別措置により、402 百万円（平成 17 年度から 23 年度までの累計）の税収減に対して、89,095 トンのCO₂排出削減効果があり、一定程度の効果があったものと考え。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
本租税特別措置により、年間 55 百万円の減収見込みにに対して、年間 2.2 万トンのCO₂排出削減を目標としており、一定程度の効果があるものと考え。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	災害に強く環境負荷低減等に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の拡充及び延長 (国16)(法人税:義)
2	要望の内容	<p>流通に関わる事業者における流通業務の総合化及び効率化の促進を図ることによって我が国産業の国際競争力を強化するとともに、物資の流通に伴う環境の負荷の低減を図ることを目的として平成 17 年に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(以下、「物流総合効率化法」という。)が施行された。</p> <p>物流総合効率化法の施行に併せ、同法による総合効率化計画の認定を受けた倉庫業者(同法に規定する「特定流通業務施設」の確認を受けた者を含む。)が、倉庫用建物等の施設(特定流通業務施設に限る。)を建設又は取得した場合に、当該施設に対し割増償却制度(5年間 10%)の適用を受けることができることとし、同法の目的達成を促進してきたところ。</p> <p>本租税特別措置により物流事業者の初期投資負担を軽減することができ、物流の総合化及び効率化や環境負荷低減に資する倉庫等の整備を推進してきているところであり2年間延長する。</p> <p>倉庫業は多額の設備投資が必要となることから、1事業者で新たに高機能な物流施設を建設するのは困難な中小事業者(倉庫業の約9割)であっても取り組めるよう、複数の事業者が既存の倉庫を一体的に活用しながら、共同化で事業を行う場合についても、流通業務の総合化及び効率化を図る総合効率化計画の認定を受けることができるものとする(物流総合効率化法の改正)。これに伴い、共同化事業に係る特定流通業務施設(新たに建設又は取得したものに限り)についても、新たに本税制の適用対象に加える(拡充)。</p> <p>また、近年のネット通販やeコマースの発展を背景とした、少量多品種出荷や一般消費者向けの配送の増加等を踏まえ荷物の効率化に対応するため設備要件を見直す。</p> <p>更に、東日本大震災等での教訓を踏まえ、上記見直しに併せて流通業務の早期機能回復を可能とする施設の整備を推進するため、荷崩れが予想される貨物を取り扱う場合には、荷崩れ防止のための措置を講ずるものとする(物流総合効率化法の改正)。また、情報交換機能及び貨物保管場所管理機能について、バックアップデータの当該倉庫施設外での保管体制の構築や災害時のバックアップデータによる運用に必要な非常用通信・非常用電源を機能要件に追加する。</p>
3	担当部局	政策統括官付(防災担当)付災害緊急事態対応担当参事官
4	評価実施時期	平成 24 年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和 49 年度 創設</p> <p>平成 8 年度 延長 (20/100)地区要件の追加</p> <p>平成 10 年度 延長 (18/100)ランプウェイ構造追加</p> <p>平成 12 年度 延長 (16/100)</p> <p>平成 14 年度 延長 (12/100)規模要件の引き上げ</p> <p>平成 16 年度 延長 (10/100)輸入対応型倉庫用建物等の廃止</p> <p>平成 17 年度 延長 (10/100)要件の見直し</p> <p>平成 18 年度 延長 (10/100)</p> <p>平成 19 年度 延長 (10/100)</p>

		平成 21 年度 延長 (10/100)要件の見直し 平成 23 年度 延長 (10/100)要件の見直し
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 当該事業は、近年における物資の流通をめぐる経済的社会的な事情の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化及び多様化への対応並びに物資の流通に伴う環境への負荷の低減を図るため、流通業務の総合化及び効率化の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与すること(物流総合効率化法第一条)が目的である。 《政策目的の根拠》 平成 21 年 7 月 14 日に閣議決定されている「総合物流施策大綱(2009-2013)」において、『同法に基づく、社会資本整備と連携した物流施設の整備及び当該施設を利用した物流の総合化・効率化や、「流通業務市街地の整備に関する法律」による流通業務団地等及び土地区画整理事業の活用による物流施設の配置と供給も、引き続き必要である。』とされているところ。 また、運輸部門における地球温暖化対策については、平成 17 年に発効した京都議定書の国際約束の達成に向けて地球温暖化対策推進大綱に基づく現行施策の確実な実施に加え物流総合効率化法により施策の充実・強化を図ってきているところ、平成 22 年 6 月 18 日に閣議決定された「新成長戦略」においては、同戦略における 7 つの戦略分野の 1 つである「グリーン・イノベーション」に、「2020 年に、温室効果ガスを 1990 年比で 25%削減する」との目標を掲げており、環境負荷の低減(CO2 排出量の削減)を図る必要がある。 更に、平成 23 年 3 月 11 日発生した東日本大震災において、重要な物流拠点が津波等による電源喪失により情報交換機能や貨物保管場所管理機能が損なわれ、保管貨物を出庫できない状況となったことから、長期にわたり物流網の寸断が生じ国民生活や地域経済に支障が生じた経験を踏まえ、流通業務の早期の機能回復を可能とする流通業務施設の整備を促進する(物流総合効率化法の目的規程に追加予定)。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 【政策】 9. 防災政策の推進 【施策】 ⑤地震対策等の推進
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 新成長戦略に掲げられた「平成 32(2020)年度末までに CO2 排出量を 1990 年に対して 25%相当を削減する」の着実な遂行のため、環境負荷低減等の課題に対応した営業倉庫に対する投資を促進し、営業倉庫からの CO2 排出量について 29 万トン(1990 年排出量 115 万トンに対して 25%相当)を削減。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 環境負荷低減等の課題に対応した営業倉庫に対する投資を促進し、延長後の期限である平成 26(2014)年度末までの 2 年間に、CO2 排出量を 4.4 万トン(政策目標を達成するのに今後必要なペース(2.2 万トン/年))削減する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 新成長戦略に掲げられた「平成 32(2020)年度末までに CO2 排出量を 1990 年に対して 25%相当を削減する」の着実な遂行に寄与する。
8	有効性等	① 適用数等 《過去の実績》 (単位:件) 17 年度 18 年度 19 年度 20 年度 21 年度 22 年度 23 年度 合計 6 17 23 28 37 37 28 176

		税制利用証明書(地方運輸局発行)に基づく実績 *平成 23 年度は見込み 《将来の推計》 (単位:件) 24 年度 25 年度 26 年度 合計 32 37 38 283 アンケート調査を基に集計 平成 17 年度から平成 23 年度までの物流総合効率化法による認定件数は 168 件、税制利用棟数は 45 棟あり、約 27%が本制度を利用していることから僅少とは言えない。また、流通業務の総合化及び効率化を促進するため、本税制の適用を受けるための立地要件や設備要件を高く設定している。そのため、中長期的な設備投資計画で施設及び設備の導入を決定するものであり、また、導入される普通倉庫の耐用年数は 31 年、冷蔵倉庫は 21 年、倉庫附属設備は 12 年であり、毎年設備投資が行われるものではない。
2	減収額	《過去の実績》 (単位:百万円) 17 年度 18 年度 19 年度 20 年度 21 年度 22 年度 23 年度 合計 6 31 51 66 88 92 68 402 税制利用証明書(地方運輸局発行)に基づく実績 *平成 23 年度は見込み 《将来の推計》 (単位:百万円) 24 年度 25 年度 26 年度 合計 61 57 46 566 アンケート調査を基に集計
		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 17 年度~平成 23 年度) 平成 17 年 10 月 1 日の物流総合効率化法施行後、平成 24 年 3 月末現在で 168 件の総合効率化計画の認定があり、そのうち営業倉庫(160)件の排出削減量は 89,095 トンとなっている。(達成目標 29 万トンに対する達成率約 31%) 今後は、現行制度の拡充・延長により効率的で環境負荷低減の低減に資する物流拠点施設の整備をさらに促進し、平成 32 年(2020)年度末までに CO2 排出量を 1990 年比 25%削減する。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 17 年度~平成 24 年度) 環境負荷低減等の課題に対応した物流施設に対する投資を促進し、平成 24 年度末までに CO2 排出量を 20 万トン削減する(営業倉庫については 12 万トン(1990 年比 11%相当)を削減)と目標を定めていた。 平成 23 年度末における総合物流効率化計画の認定件数は 168 件、そのうち営業倉庫(160 件)の排出削減量は 89,095 トンであり、平成 24 年度末までにあと約 3 万トンを削減する必要がある。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 17 年度~平成 26 年度) 近年の景気悪化等により厳しい経営環境に直面している倉庫業者が、流通業務の総合化及び効率化を促進するための営業倉庫の設備投資が進まず、CO2 排出削減量について、従来より低い削減量しか見込めず、平成 32(2020)年度末までに 25%(1990 年比)という政府の地球温暖化対策の中期目標を達成できなくなることが予想される。 年度 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 合計 件数 22 29 35 29 18 12 15 160 CO2 削減量ト 8,899 6,856 39,756 19,892 4,874 6,339 2,479 89,095

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成17年度～平成26年度)</p> <p>物流総合効率化法に基づく高度なロジスティクス機能を有する流通業務施設を整備するに当たっては、多額な資金が必要となるが、物流事業者はその事業特性から収益性が低いため設備資金が不足しがちである。このような状況の下、租税特別措置によって物流事業者の初期負担を軽減することにより、物流の総合化及び効率化並びに環境負荷低減に資する倉庫等の整備が進んでいるところである。</p> <p>具体的には、新設された倉庫の1棟当たりの平均面積・容積を比較すると、普通倉庫全体では、5,873㎡なのに対し、本税制の適用のあった倉庫では、17,198㎡、同様に、冷蔵倉庫では、15,205㎡なのに対して、本税制の適用のあった倉庫では、36,822㎡であるが、これら大規模な施設については特に環境面における影響も大きいと考えられているところ、これらの施設におけるCO2削減率は1件あたり28%となっている。こうしたことから、本税制の施設の集約化や環境負荷低減における波及効果は非常に大きいといえる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本件特例措置は、現行の物流事業の効率性の向上、環境負荷の低減等を更に進めることが、事業運営上避けて通れなくなっている物流事業者に対し、その効率性の向上等に向けた自発的な取り組みを後押しするために、既存施設の集約、高機能化のためのインセンティブを与えるためのものである。このような目的のための特例という性質上、事業者の規模に拘わらない、既存事業者の更なる取り組みへの初期負担の軽減を図ることのできる最小限の特例措置として割増償却を選択しているところである。</p> <p>なお、租税特別措置においては法令に規定された明確かつ形式的な要件に基づいて、これを満たす事業者が等しく租税特別措置の適用を受けることが可能であることから、予算の範囲内で対象者が限定的となる補助金等と異なり、適用の可否についての予見可能性が高い点、また、流通業務施設の整備にあたっては、計画から土地の取得、施設整備まで一定期間を要することから、単年度の予算措置の場合には物流事業者が施設整備計画を立てることが容易ではない点からも本件特例措置には補助金等に比して、手段としての妥当性が認められる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	該当なし。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度の延長	府省名	内閣府
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（過去 10 年間に床上浸水被害を受けた家屋のうちいまだ浸水のおそれのある家屋数）は、公共事業による河川改修等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数の所期の想定が示されていないため、過去の実績について、所期の想定と比較して想定外に僅少でないこと、適用に偏りがなかったことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

また、「本件税制の存置により、…税制適用対象となる民間の雨水貯留浸透利用施設によって年間約 20,000m³程度の対策容量が確保されて」おり、「税制を存置することの効果は高い」と説明しているが、租税特別措置等が対策容量の確保にどの程度寄与し、ひいては目標である過去 10 年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち、いまだ浸水のおそれのある家屋数の減少にどの程度寄与するのかがについての説明も明らかではない。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「中枢・拠点機能を持つ地域での床上浸水の恐れがある戸数について、…平成 23 年度時点の実績は約 390 万戸」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「平成 25 年度からは…過去 10 ヶ年に甚大な被害が発生した地域等における床上浸水被害を受けた家屋を対象にその減少を図る」と説明しているが、本租税特別措置等が

目標の達成にどの程度寄与するのが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度の延長 (国17)(法人税:義)
2	要望の内容	河川管理者以外の者が設置する雨水貯留浸透利用施設に係る法人税・所得税の割増償却制度(5年間1割増)について、適用期限(平成25年3月31日)を2年間延長する。
3	担当部局	政策統括官(防災担当)付 参事官(調査・企画担当)付
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 税制創設 貯留施設 規模要件 貯水容量100m3以上 平成11年度 2年延長 平成13年度 2年延長、 規模要件 貯水容量100m3以上→200m3以上 平成14年度 償却率1.2割増→1割増 平成15年度 2年延長 平成16年度 特定都市河川流域における貯留施設について、 規模要件 貯水容量200m3以上→100m3以上 平成17年度 2年延長 貯留施設 規模要件 貯水容量200m3→300m3以上 浸透施設 浸透性舗装規模要件3,000㎡以上を追加 平成19年度 2年延長 平成21年度 2年延長 平成23年度 浸透施設 浸透性舗装規模要件3,000㎡以上→5,000㎡以上
6	適用又は延長期間	平成27年3月31日までの2年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本政策の政策目的は雨水貯留浸透利用施設の整備促進である。 近年、台風や前線による災害のほか、とりわけ都市部ではいわゆる「ゲリラ豪雨」による浸水被害が多発するようになってきている。ゲリラ豪雨は、局地的・短時間・高強度(降雨強度100mm/h以上も多い)に雨が降ることが特徴で、総雨量は小さくてもピーク雨量は非常に大きいため、また、発生場所等の予測が困難で、被害軽減のための事前の対応が取りにくいことから、これまでも地下空間の利用者や水路工事従事者に犠牲者が生じているところである。 一方、河川の整備は、河川整備計画に基づいて計画的に実施されているものの、完成まで多額の費用と長期間を要するため、特に都市部の中小河川では、市街化の進展により用地買収等を含めて河川整備が進捗せず、低い整備水準(生起確率1/5以下)にとどまっている状況である。また、下水道も、概ね時間雨量50mmを整備目標として整備されてきていることから、都市部にひとたび時間雨量100mmに相当するゲリラ豪雨が降れば、中小河川の流下能力や下水道の排水能力を超える雨水が流入し、氾濫等(外水や内水)による被害が発生する可能性が高く、追加的な河川、下水道の整備のみで対応することは、現実的には非常に困難な状況にある。 このようなゲリラ豪雨による浸水被害の発生を減少させるためには、

			<p>広く流域全体にわたって面的に雨水貯留浸透利用施設等の整備を進めるなど、分散型の流出抑制対策を進める必要がある。</p> <p>国や地方公共団体では、河川、下水道の整備とあわせて学校の校庭や公園等も活用して雨水貯留浸透利用施設の設置等の対策を進めているが、利用できる敷地は限られることから、公共による対策のみでは不十分であり、民間の協力が不可欠である。</p> <p>民間が設置する雨水貯留浸透利用施設は、広く流域内に分散して設置することが可能であり、公共による対策とあわせて実施することで、流域内のどこで発生するか予測出来にくいゲリラ豪雨による浸水被害の解消に寄与するものである。</p> <p>雨水貯留浸透利用施設の設置について、税によるインセンティブを民間に付与し、その整備促進を図り、流域からの雨水の流出量を緩和・削減することで、流域における浸水被害の防止の一層の促進を図るものである。</p> <p>《政策目的の根拠》 社会資本整備重点計画（素案） 1-3人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における治水対策の強化及び大規模土砂災害対策の推進 (1) 大規模水害の未然の防止等</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>(内閣府本府政策評価基本計画（平成23年内閣総理大臣決定）)</p> <p>【政策】 9. 防災政策の推進</p> <p>【施策】 ⑤地震対策等の推進</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 <大規模水害の未然の防止等> 人口・資産が集中する地域、近年甚大な被害が発生した地域等において、河川改修、洪水調節施設の整備、堤防強化等の水害対策を推進するに包含</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 大規模水害の未然の防止等 <水害対策に関する指標> 過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数 約6.1万戸(H23年度末)→約5.3万戸(H26年度末)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制がインセンティブとなり雨水貯留浸透利用施設の設置が促進されることで、流域からの雨水の流出を緩和・削減し、流域内の治水安全度の向上に寄与している。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>H10：3件、H11：23件、H12：142件、H13：257件、H14：211件、H15：562件、H16：285件、H17：367件、H18：287件、H19：427件、H20：275件、H21：417件、H22：290件、H23：355件、H24：360件、H25：367件、H26：376件</p> <p>本件税制は事業者等が設置する一定規模以上の雨水貯留浸透利用施設を広く対象としているものであり、適用されうる対象から見て想定外に僅少ではなく、適用が特定の者に偏るものではない。</p> <p>【積算根拠】</p>

			<p>H20年度以前については(社)雨水貯留浸透技術協会が、H21年度以降については国土交通省水管理・国土保全局がデベロッパー等に対して行った雨水貯留浸透利用施設に関するアンケート調査結果から、水管理・国土保全局において推計。 (推計方法は別紙に記載)</p>
		② 減収額	<p>H10年度：0.4百万円、H11年度：3百万円、H12年度：19百万円、H13年度：35百万円、H14年度：28百万円、H15年度：76百万円、H16年度：38百万円、H17年度：49百万円、H18年度：62百万円、H19年度：73百万円、H20年度：46百万円、H21年度：83百万円、H22年度：49百万円、H23年度：97百万円、H24年度：81百万円、H25年度：89百万円、H26年度：96百万円</p> <p>【積算根拠】 上記積算根拠に同じ。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成19年度～平成26年度) 中核・拠点機能を持つ地域で床上浸水の恐れがある戸数 平成19年度 525万戸 → 平成23年度 390万戸</p> <p>本税制により、民間による雨水貯留浸透利用施設は着実に設置されるなど、政策目標「水害等による被害の軽減」等の達成に向けて、中核・拠点機能を持つ地域内の治水安全度の向上を図るべく取り組みが進められており、また業績指標の実績からも着実に整備が進んでいるところである。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成19年度～平成26年度) 上記の実現状況は、ハード・ソフト、公共・民間による包括的な対策による達成されているものであり、本件税制の効果はそれら達成状況の一部に包含されて発現している。</p> <p>本件税制により雨水貯留浸透利用施設の整備促進が図られることにより、流域からの雨水の流出量が緩和・削減され、中核・拠点機能を持つ地域内の治水安全度を向上させるものである。</p> <p>社会資本整備重点計画において、中核・拠点機能を持つ地域での床上浸水の恐れがある戸数について、平成24年度までに約235万戸にする目標を掲げているところ、平成23年度時点の実績は約390万戸であり、政策目標の達成に向けて着実に減少している。</p> <p>平成25年度からは社会資本整備重点計画の見直しにより、新たな目標として、過去10年に甚大な被害が発生した地域等における床上浸水被害を受けた家屋を対象にその減少を図ることとしている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成25年度～平成26年度) 例えば新川(愛知県)を例に取ると、税制措置がない場合に比べて民間における雨水貯留浸透利用施設の整備が1.1倍のペースで進んでおり、税制による民間設置の雨水貯留浸透利用施設の整備が促進されている。</p> <p>本件税制が延長されなかった場合、税制による促進効果がなくなることで対策効果が失われ、その結果、床上浸水被害家屋の減少への寄与度が減少することになる。本政策目的は河川整備・下水道整備等の施策と相まって効果を発現するものである。</p>

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成19年度～平成23年度)</p> <p>本件税制の存置により、総合治水対策特定河川流域及び特定都市河川流域では、税制適用対象となる民間の雨水貯留浸透利用施設によって年間約20,000m³程度の対策容量が確保されている。これと同程度の対策量を公共事業費により整備する場合、例えば名古屋市にある楠調節池(貯留量12,500m³)の整備では施工期間4年、建設費約17億円(用地費含まず)を要している。さらに土地利用の高度化した都市部においては、用地確保が困難なことが多く、土地価格も高価になることから、公的主体が整備を進めていくことは時間及びコストの両面から困難である。それらに対して、本件税制では、税込の減額は約0.9億円であり、税制を存置することの効果は高い。</p>
9	相当性	①	<p>租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>民間が設置する雨水貯留浸透利用施設は、浸水被害軽減という公共の用に資するものであり、支援措置が必要である。仮に公共(国・地方公共団体)が雨水貯留浸透利用施設を設置するにしても、都市部では土地利用が高度化しており、公共が新たに土地を取得して施設を設置する場合には用地取得も含めて事業費がかさみ、整備にも時間を要することになる。一方、民間が商業施設やマンション等を設置する際に雨水貯留浸透利用施設の導入を促進する本件税制は、上記のとおり公費負担が少ないにも関わらず、浸水対策を効果的に発現させることが可能となることから、租税特別措置による対応が妥当である。</p> <p>本件は割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく効率的である。</p>
		②	<p>他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>ゲリラ豪雨等による浸水被害のおそれがあるにもかかわらず、ダム、河道整備等従来型の河川改修等を実施することが困難な都市部においては、特に雨水貯留浸透利用施設により浸水被害対策を進める必要性が高い。</p> <p>○本件税制は、民間事業者等の雨水貯留浸透利用施設の設置・管理に伴う経済的負担を軽減するものであり、必要最小限のものである。</p> <p>○予算補助については、社会資本整備総合交付金により、地方公共団体が整備する雨水貯留浸透利用施設及び下水道施設の整備を支援しているが、本特例は、民間事業者が行う施設整備を支援するものである。</p> <p>○特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川流域においては民間事業者等が一定規模以上の宅地開発などの雨水浸透阻害行為を行う際には雨水貯留浸透施設の設置が義務づけられているが、一定規模以下の宅地開発等による流出増に対して公共による対策だけでは不足する部分については、民間の対策が求められ、本件税制により雨水貯留浸透施設の設置の推進を図る必要がある。</p>
		③	<p>地方公共団体が協力する相当性</p> <p style="text-align: center;">—</p>

10	有識者の見解	<p>○国土交通省政策評価基本計画に基づき、平成21年度に下記の政策レビュー(総合評価方式)を実施し、その結果を評価書として取りまとめたところ。</p> <p>(1) 政策レビュー結果(評価書)名 「総合的な水害対策—特定都市河川浸水被害対策法の施行状況の検証—」 (平成22年3月国土交通省)」</p> <p>(2) 政策レビュー評価書取りまとめに当たって意見聴取を行った有識者</p> <p style="padding-left: 20px;">小幡 純子 (上智大学法科大学院院長) 城戸 由能 (京都大学防災研究所准教授) 小池 俊雄 (東京大学大学院工学系研究科教授) 重川 希志依 (富士常葉大学大学院環境防災研究科教授) 清水 義彦 (群馬大学大学院工学研究科教授)</p> <p>(3) 具体的提言等 評価書31頁11～14行目 局地的集中豪雨による浸水被害が頻発するなかで、これまでの取り組みを一層推進し、各戸貯留浸透施設等住民による自助・共助の取り組みを組み合わせる必要がある。 同・31頁32～36行目 今後、人口減少下で活力を維持し、限られた財政のなかで、合意形成を図りながら、ハード対策、法規制に自助、共助の取り組み等を加えたソフト対策及び既存市街地対策等を行政と民間を含めた住民が一体となって総合的な水害対策に取り組むことが重要であり、これらに対応した対策を検討していくべきである。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>前回の事前評価 平成22年9月</p>

(別紙)

適用件数・減収額の推計
【雨水貯留浸透利用施設に係る法人税・所得税】

1. 適用件数の推計

- ①民間企業が設置した雨水貯留浸透利用施設の数に推計するために、任意のアンケート調査を実施
- ②アンケート回答社が完工した建築物件数に対する税制適用建築物件数から、全国の建築物件数（建築物の用途別分類ごと）に税制適用件数を按分
建築物の用途別分類ごとの全国の建築物件数（ただし鉄筋系建築物のみ） × アンケートでの優遇措置対象建築物 ÷ アンケートでの建築物件数 × 黒字法人率 × 税制の制度利用率

※建築物の用途別分類ごとの全国の建築物件数：

「建築統計年報」（国土交通省総合政策局情報安全・調査課建設統計室作成）を利用。

なお、税制の適用が見込まれる建築物は、事実上鉄筋系（鉄筋鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造）に限られるという推定の下で計算している。

※黒字法人率：

国税庁公表「会社標本調査」の「法人企業の状況」に記載されている「欠損法人の割合」を逆の意味に解したもの。H22 は 27.2%（欠損法人割合 72.8%）となっているが、H23 はまだ数字が公表されていないため、H20～H22 の黒字法人率の平均値を用いた。

※税制の制度利用率：

従前と同様に 50% と仮定。

2. H25～H26 年度の適用件数・減収額の推計＜貯留施設＞

- ①直近 6 年間（H18～H23）のアンケート結果から推計した適用件数から近似式を導き、それに基づいて H25～H26 の適用件数を推計。

近似式 $y=0.8571x-1416.6$

→ 適用件数 H25=308 件、H26=310 件

- ②貯留施設にかかる減収額

= 制度適用件数 × 1 件当たり貯留施設整備費用 × 割増償却率 × 法人税率

H25 = 308 件 × 5,406 万円 × 0.0083 × 0.255 = 約 3,524 万円

H26 = 310 件 × 5,406 万円 × 0.0083 × 0.255 = 約 3,547 万円

※貯留施設の 1 件あたり整備費用

過去のアンケート結果から本件税制適用対象である建築物 1 件当たりの雨水貯留浸透施設整備費用を算出。1 件あたり 5,406 万円を設定。

※割増償却率 0.083 × 10% = 0.0083（耐用年数 30 年、定率法）

※減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）

別表第一「構築物 コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。） 岸壁、棧橋、防壁（爆発物用ものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう」に該当。

別表第八 定率法の償却率 耐用年数（年）三〇年に該当。

※法人税率 25.5%

3. H25～26 年度の適用件数・減収額の推計＜浸透施設＞

- ①直近 4 年間（H20～H21）のアンケート結果から推計した適用件数から近似式を導き、それにより適用件数を推計。

$y=7.9x-15844$

→ 適用件数 H25=59 件、H26=66 件

- ②浸透施設にかかる減収額

= 制度適用件数 × 1 件当たり浸透施設整備費用 × 割増償却率 × 法人税率

H25 = 59 件 × 14,293 万円 / 件 × 0.0250 × 0.255 = 約 5,376 万円

H26 = 66 件 × 14,293 万円 / 件 × 0.0250 × 0.255 = 約 6,014 万円

※1 件当たり浸透性舗装整備費用

過去のアンケート結果から優遇措置対象物件 1 件当たりの浸透性舗装整備費用を算出。

1 件あたり 14,293 万円を設定。

※割増償却率 0.250 × 10% = 0.0250（耐用年数 10 年、定率法）

※減価償却資産の耐用年数等に関する省令

別表第一「構築物 舗装道路及び舗装路面 アスファルト 敷又は木れんが敷のもの」に該当。

別表第八 定率法の償却率 耐用年数（年）一〇年に該当。

※法人税率 25.5%

4. 適用件数及び減収額 まとめ

H25 年度		
（貯留施設）	適用件数 308 件	減収額 3,524 万円
（浸透施設）	適用件数 59 件	減収額 5,376 万円
計	適用件数 367 件	減収額 8,900 万円
H26 年度		
（貯留施設）	適用件数 310 件	減収額 3,547 万円
（浸透施設）	適用件数 66 件	減収額 6,014 万円
計	適用件数 376 件	減収額 9,561 万円

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	認定特定非営利活動法人への寄附金額が2000円を超え、寄附金控除が適用される場合、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする	府省名	内閣府
税目	所得税、個人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況				課題
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない			※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		※
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし		
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり			<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり			<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない		<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（個人からの寄附金額の対GDP比）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、本租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（個人寄附額を2020年までにGDP比5～10倍増）の実現状況について、「①認定特定非営利活動法人267法人（平成24年8月1日現在）、②寄附金控除の申告を行ったものは23万人（平成22年度）」と、種々の要因に基づく寄附活動の結果としての受入者数（又は寄附受入可能者数）と寄附者数のみを示しているが、本租税特別措置等の効果や達成目標の実現状況の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、「特定非営利活動法人等に対する国民の自発的な寄附の流れを2020年までにGDP比5～10倍増とする上で必要となる税制上の措置である。」と本租税特別措置等の必要性が説明されるにとどまるため、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 寄附者が156万人増加すると推計しているが、これは、本租税特別措置等によって、20歳以上の全ての国民の中で、これまで寄附金の還付率が低いことを理由として認定NPO法人に一度も寄附をしたことなかった人が、「還付率が高くなった」と判断して寄附をするようになるという推計になっているところ、本租税特別措置等によってこれら全員が「還付率が高くなった」と判断する根拠はなく、まして、寄附するとも限らず過度な推計になっていると思われることから、適切な算定根拠に基づき推計を行う必要がある。

⑧ 記載されている減収額及び計算式は平成23年度税制改正時の制度改正に伴う減収額とその根拠となる計算式であると推測されるため、本租税特別措置等の減収額

の将来推計が予測されておらず、分析対象期間における減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（個人寄附額を2020年までにGDP比5～10倍増）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄への補足説明）
- ・「日本再生戦略」（平成23年7月31日閣議決定）
 - IV 2.（2）③国土・地域活力戦略（重点施策：活性化の突破口となる総合特区、環境未来都市等の活用、「新しい公共」の活動促進）
 - P60「多くの国民による参加や自発的な寄附の下で、「新しい公共」の活動を地域の中で広げていくため、改正特定非営利活動促進法による新たな認定制度や拡充された寄附税制等の活用を促進する。」
 - ・「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）
 - 第3章（6）雇用・人材戦略（国民参加と「新しい公共」の支援）
 - P33「…また、官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」を支援する。」
 - ・「新しい公共」宣言（平成22年6月4日「新しい公共」円卓会議）
 - P5「…「新しい公共」の基盤を支える制度整備については、税額控除の導入、認定NPOの「仮認定」とPST基準の見直し、みなし寄附限度額の引き上げ等を可能にする税制改革を速やかに進めることを期待する。…」
 - ・「市民公益税制PT 中間報告書」（平成22年4月8日税制調査会市民公益税制プロジェクト・チーム）
 - P10「1 所得税の税額控除の導入、2 認定NPO法人の認定基準（PST等）の見直し、3 地域において活動するNPO法人等の支援（個人住民税）…以上の諸施策については、23年度税制改正における実現に向けて、具体的な制度設計等を進める。…」
 - ・特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）
 - （目的）
 - 第1条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
- 前回要望時における達成目標の設定はない。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 寄附金控除適用者全体に適用となることから、適用者実数による算出であるため、僅少及び偏りはない。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

【内閣10】

寄附金控除及び税額控除の算出における規定の改正要望であるため、他の政策手段との比較は困難。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	認定特定非営利活動法人への寄附金額が2000円を超え、寄附金控除が適用される場合、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする (国1)(所得税:外) (地1)(個人住民税:外) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	寄附金額が2000円を超え、寄附金控除が適用される場合、寄附金額算出に当たって控除する2000円を廃止し、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする。
3	担当部局	政策統括官(経済社会システム担当)付 参事官(「新しい公共」・市民活動促進担当)
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	-
6	適用又は延長期間	恒久化
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新しい公共」によって支え合う社会の実現のためには、その担い手の一つである特定非営利活動法人の活動の活発化が今後も必要であるが、特定非営利活動法人は財政基盤に不安を抱えている法人も多く、今まで以上に寄附を集めやすくするなどの制度的仕組みが必要である。 ・平成23年度税制改正により寄附税制が拡充されたが、現在の寄附金控除の計算にあたって、寄附金額から2000円を控除した額の最大五割が税額控除される仕組みとなっている。 ・しかし、寄附の大宗を占める少額寄附の控除額算出にあたって2000円を控除すると税額控除が極めて小さくなり、草の根の寄附を増やすという平成23年度税制改正の趣旨が損なわれることとなっている。 ・ただし、適用下限額の2000円については、寄附金控除の適用対象とした場合に、税務執行上煩雑となりかねないため、維持することとする。 <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日本再生戦略」(平成23年7月31日閣議決定) ・「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定) ・「新しい公共」宣言(「新しい公共」円卓会議 平成22年6月4日) ・「市民公益税制PT中間報告書」(税制調査会市民公益税制PT 平成22年4月8日)

		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策分野】 経済財政政策</p> <p>【政策】 4. 経済財政政策の推進</p> <p>【施策】 ⑩市民活動の促進</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>・2000円を超える寄附を行った場合、寄附金控除の算定にあたって2000円の控除が行われることとなっており、少額寄附に対する還付率が低いことが、寄附促進の阻害要因の一部となっている。また、平成23年度税制改正において、PST基準の絶対値基準として「3000円以上の寄附を100人以上集めること」が追加されたところであり、新寄附税制の効果を最大限に発揮するためには、2000円の控除の撤廃を行う必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>・特定非営利活動法人等に対する国民の自発的な寄附の流れを2020年までにGDP比5～10倍増(個人寄附:09年約1,000億円(GDP比0.02%)→6.5千億円～1兆3千億円(GDP比0.1～0.2%)とする(「新成長戦略」(別表)「成長戦略実行計画(工程表)P82」)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>・「新しい公共」の担い手の一つである特定非営利活動法人については、その財政基盤の脆弱さが、その活動を維持する上での問題とされている。目標である、法人活動が寄附によって支えられる環境の整備により、国民一人一人の寄附を通じて法人の活動を支え、「新しい公共」へ参加を促すことにより、ツ法人の財政上の問題が緩和され、法人活動が促進されることが見込まれる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>寄附金額の全額が控除対象となることにより、認定特定非営利活動法人への草の根の寄附が増加することが見込まれる。これにより、認定を受けるインセンティブが高まることで、財政基盤の整備等が進むと考えられる。</p> <p>〔 ・下限額控除の撤廃による寄附者の増加試算 ①10,420万人×②23.1%×③57.7%×④11.3%=156万人 ※①20歳以上人口(平成22年国勢調査より) ②過去に寄附を行ったことがない割合(平成24年内閣府調査より、以下③、④同じ) ③認定NPO法人に寄附したいと思わない割合 ④寄附金をしない理由が寄附金の還付率が低いことによる割合 〕</p> <p>〔 ・下限額控除の撤廃による寄附金額の増加試算 156万人×3,000円(寄附金額(前年寄附金額0円)の中央値)=4,680百万円 〕</p>

		② 減収額	<p>初年度及び平年度:国税▲69(百万円)、地方税▲29(百万円)</p> <p>〔算定根拠については次のとおり。なお、寄附金控除適用者数、寄附金控除金額については別添参照〕</p> <p>① 寄附金控除及び税額控除適用者数のうちNPO法人に対する寄附者 (121.9万人+25万人)×10.2%^(注)=14.9万人 (注)別添「『平成23年度実態等調査』図表3-34」の寄附した相手としてNPO法人を挙げている割合</p> <p>② 下限額控除の撤廃により控除対象となる寄附金額 14.9万人×▲2,000円=▲2.9億円……………税減収対象寄附金額</p> <p>③ 税減収額 (1) 国税所得控除 ▲2.9億円×91%(所得控除を選択する比率)×22.7%(平均所得税率) =▲0.6億円</p> <p>(2) 国税税額控除 ▲2.9億円×9%(税額控除を選択する比率)×40%(税額控除適用割合) =▲0.1億円</p> <p>国税 税収減合計▲0.7億円(69百万円)</p> <p>(3) 地方税税額控除 ▲2.9億円×10%(道府県民税率4%、市町村民税率6%) =▲0.3億円</p> <p>地方税 税収減合計▲0.3億円(29百万円)</p> <p>(参考)所得控除と税額控除の按分方法について 平成23年分の所得税における控除対象の寄附金額計 1,262億円(所得控除分)+(50億円÷40%(税額控除分)) =1,262億円+125億円 =1,387億円</p> <p>所得控除を選択する比率:1262億円÷1387億円=91% 税額控除を選択する比率:125億円÷1387億円=9%</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月)</p> <p>・認定特定非営利活動法人数 267法人(平成24年8月1日現在)</p>

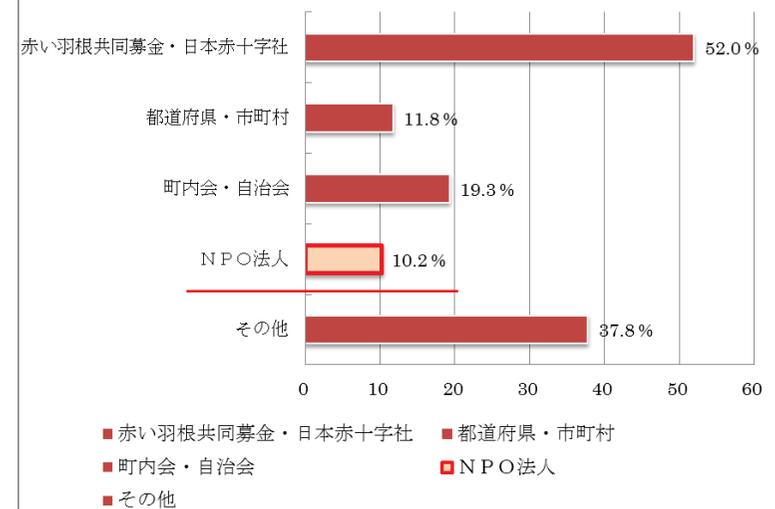
			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月)</p> <p>・【法人】 認定特定非営利活動法人 267 法人(平成24年8月1日現在)</p> <p>・【個人】 平成22年度に寄附金控除の申告を行った者 約23万人</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月)</p> <p>・現行、2000円を超える寄附を行った場合、寄附金控除の算定にあたって2000円の控除が行われることとなる。これにより、少額寄附に対する還付率が低くなり、寄附を行うインセンティブの阻害要因の一つとなる可能性が生じ、草の根の寄附を増やすという平成23年度税制改正の趣旨が損なわれることとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月)</p> <p>・特定非営利活動法人等に対する国民の自発的な寄附の流れを2020年までにGDP比5～10倍増(個人寄附:09年約1,000億円(GDP比0.02%)→6.5千億円～1兆3千億円(GDP比0.1～0.2%)とする(「新成長戦略」)うえて必要となる税制上の措置である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	寄附金の税制優遇に係る認定特定非営利活動法人制度は、制度の発足以来約10年を経ており、この間、認定基準の緩和や寄附金税額控除制度の導入等、累次の改正が行われてきた。結果として認定法人数は増加してきているが、まだ十分ではないとの指摘がなされている。寄附金額が全額控除対象となることにより、草の根の寄附が増加することが見込まれる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	租税特別措置等以外に、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	-
10	有識者の見解		<p>・平成25年度税制改正要望(特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会 平成24年7月)</p> <p>「寄附金控除において、個人向け寄附税制をより一層拡充するため、少額寄附を対象外とする適用下限額(足切り金額)も撤廃するべきです。」</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年7月

寄附金控除等の適用状況

(国税庁発表資料「平成23年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告について」より作成)

	22年分	23年分
寄附金控除 (所得控除)	579千人 624億円	<u>1,219千人</u> <u>1,262億円</u>
寄附金等特別控除 (税額控除)	29千人 9億円	<u>250千人</u> <u>50億円</u>

図表3-34 寄附した相手



【内閣11】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	認定特定非営利活動法人への寄附金控除の年末調整対象化	府省名	内閣府
税目	所得税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（個人からの寄附金額の対GDP比）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、本租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、適用数等及び本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑥ 本租税特別措置等の適用数の将来推計について予測されていないため、予測する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑥参照）。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標（2020年までに個人寄附額をGDP比5～10倍増）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<<政策目的の根拠>>欄への補足説明）
 - ・「日本再生戦略」（平成23年7月31日閣議決定）
 - IV2.（2）③国土・地域活力戦略（重点施策：活性化の突破口となる総合特区、環境未来都市等の活用、「新しい公共」の活動促進）
 - P60「多くの国民による参加や自発的な寄附の下で、「新しい公共」の活動を地域の中で広げていくため、改正特定非営利活動促進法による新たな認定制度や拡充された寄附税制等の活用を促進する。」
 - ・「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）
 - 第3章（6）雇用・人材戦略（国民参加と「新しい公共」の支援）
 - P33「…また、官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」を支援する。」
 - ・「新しい公共」宣言（「平成22年6月4日新しい公共」円卓会議）
 - P5「…「新しい公共」の基盤を支える制度整備については、税額控除の導入、認定NPOの「仮認定」とPST基準の見直し、みなし寄附限度額の引き上げ等を可能にする税制改革を速やかに進めることを期待する。…」
 - ・「市民公益税制PT 中間報告書」（平成22年4月8日税制調査会市民公益税制プロジェクト・チーム）
 - P10「1 所得税の税額控除の導入、2 認定NPO法人の認定基準（PST等）の見直し、3 地域において活動するNPO法人等の支援（個人住民税）…以上の諸施策については、23年度税制改正における実現に向けて、具体的な制度設計等を進める。…」
 - ・特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）
 - （目的）
 - 第1条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 - 確定申告により寄附金控除を適用した給与所得者 約9万人
（平成24年2月国税庁長官官房企画課「平成22年分申告所得税標本調査」より）
- ⑧ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）
 - 手続の変更要望であるため、税減収は発生しない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	認定特定非営利活動法人への寄附金控除の年末調整対象化 (国2)(所得税:外) 【新設】延長・拡充
2	要望の内容	寄附金控除に係る手続きについて年末調整の対象とすること。
3	担当部局	政策統括官(経済社会システム担当)付 参事官(「新しい公共」・市民活動促進担当)
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	-
6	適用又は延長期間	恒久化
7	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・「新しい公共」によって支え合う社会の実現のためには、その担い手の一つである特定非営利活動法人の活動の活発化が今後も必要であるが、特定非営利活動法人は財政基盤に不安を抱えている法人も多く、今まで以上に寄附を集めやすくするなどの制度的仕組みが必要である。 特定非営利活動法人の財政基盤を整備し、その活動の健全な発展を促進することで、もって公益の増進を図るという目的の達成のためにも寄附金控除に係る手続きについて年末調整の対象とする必要がある。 《政策目的の根拠》 ・「日本再生戦略」(平成23年7月31日閣議決定) ・「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定) ・「新しい公共」宣言(「新しい公共」円卓会議 平成22年6月4日) ・「市民公益税制PT 中間報告書」(税制調査会市民公益税制PT 平成22年4月8日)
		② 政策体系における政策目的の位置付け
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・東日本大震災により多くの市民からの寄附が行われているところであるが、現在は寄附金控除を受けるためには給与所得者であっても確定申告を行うことが求められており、平成23年度税制改正により導入された寄附金税額控除制度の効果を最大化するためには、寄附金控除に係る手続きについて年末調

			<p>整の対象とし、利便性を図る必要がある。 寄附金控除の年末調整対象化により、寄附者にとって負担が軽減され、認定特定非営利活動法人にとっては寄附が集まりやすくなるため双方にメリットが生じることとなる。 ただし、寄附金控除の年末調整対象化を実施する時には、源泉徴収義務者の負担には十分配慮する必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・特定非営利活動法人等に対する国民の自発的な寄附の流れを2020年までにGDP比5～10倍増(個人寄附:09年約1,000億円(GDP比0.02%)→6.5千億円～1兆3,000億円(GDP比0.1%～0.2%)とする(「新成長戦略」(別表)「成長戦略実行計画(工程表)P82」)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ・「新しい公共」の担い手の一つである特定非営利活動法人については、その財政基盤の脆弱さが、その活動を維持する上での問題とされている。目標である、法人活動が寄附によって支えられる環境の整備により、国民一人一人の寄附を通じて法人の活動を支え、「新しい公共」へ参加を促すことにより、法人の財政上の問題が緩和され、法人活動が促進されることが見込まれる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	寄附金控除の手続きが年末調整で行われるようになることにより、給与所得者からの寄附が増加するため認定を受けようとする法人が増加し、財政基盤の整備及び認定特定非営利活動法人の増加につながる。
		② 減収額	0(百万円)
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月) ・認定特定非営利活動法人数 267法人(平成24年8月1日現在)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月) ・【法人】 認定特定非営利活動法人 267法人(平成24年8月1日現在) ・【個人】 平成22年度に寄附金控除の申告を行った者 約23万人</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月) ・現行、寄附金控除を受けるためには、給与所得者であっても確定申告を求められる。税額控除導入による寄附のすそ野の拡がりの最大化に向けた取り組みに際し、利便性の観点から、寄附の拡がりの阻害要因の一つとなる可能性が生じる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇～〇〇) -</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	寄附金の税制優遇に係る認定特定非営利活動法人制度は、制度の発足以来約10年を経ており、この間、認定基準の緩和や寄附金税額控除制度の導入等、累次の改正が行われてきた。結果として認定法人数は増加してきているが、まだ十分ではないとの指摘がなされている。寄附金控除の年末調整化によりサラリーマン等の給与所得者からの寄附が増加することが考えられることから、認定特定非営利活動法人の財政基盤の整備及び更なる市民活動の促進につながる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	租税特別措置等以外に、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	-
10	有識者の見解		・平成25年度税制改正要望(特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会 平成24年7月) 「現在、寄附金控除を受けるためには、給与所得者(サラリーマン)であっても確定申告することが求められます。一般の給与所得者が確定申告を行うことは敷居が高くなっています。税額控除導入による、寄附のすそ野の拡がりを最大化するためには、同時に利便性の向上も不可欠です。」
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年7月

【内閣12】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度の対象拡大（所得税）	府省名	内閣府
税目	所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（個人からの寄附金額の対GDP比）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、本租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数の過去の実績が把握されておらず、本租税特別措置等が適用される寄附者数の所期の想定と比較して、想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、達成目標（個人寄附額をGDP比5～10倍増）の実現状況を用いて説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（個人寄附額をGDP比5～10倍増）の実現状況について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の実態を明らかにする必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、達成目標（個人寄附額をGDP比5～10倍増）の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用数の将来推計について、「約10,000人程度（申告所得税標本調査から推計）」と算定に用いた数値の出典が示されているが、算定根拠に問題があることから、適用数の見込みについて分析対象期間の年度ごとに説明する必要がある。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（寄附者数、寄附金総額の増加による公益活動の活発化）の実現状況の将来予測について、「公益活動が活発化される」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）
公益社団・財団法人が税額控除と所得控除の選択制の対象となるためには、P S T要件をクリアする必要があることから、活動の重要な原資である寄附を必要とする全ての法人が寄附を集めやすい状況とはなっていない。とりわけ、小規模な法人や地域密着型の法人、設立間もない法人等については、税額控除の対象となっている法人と同様の活動を積極的に行っていても、当該要件を満たすことができないために税額控除の対象となっていない傾向にあり、公益社団・財団法人の財政基盤の強化及び公益活動の活発化が達成されているとは言えない。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
平成23年度確定申告状況によれば、「政党等寄附金等特別控除」による控除申請者数は約25万人となっている。（「政党等寄附金等特別控除」は、「政党等寄附金特別控除」のほか、平成23年度において措置された「特定震災指定寄附金特別控除」、「認定N P O法人寄附金特別控除」及び「公益社団法人等寄附金特別控除」を合計したものであり、公益社団・財団法人への寄附金のみに係る実績については把握していない。）（出典：「平成23年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告状況等について」（平成24年5月国税庁プレスリリース））
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
・別紙の減収見込みを参照のこと。
・減収見込みについては、平年度の数字である。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
平成23年度確定申告状況によれば、「政党等寄附金等特別控除」による控除額は約50億円となっている。（「政党等寄附金等特別控除」は、「政党等寄附金特別控除」のほか、平成23年度において措置された「特定震災指定寄附金特別控除」、「認定N P O法人寄附金特別控除」及び「公益社団法人等寄附金特別控除」を合計したものであり、公益社団・財団法人への寄附金のみに係る実績については把握していない。）（出典：「平成23年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告状況等について」（平成24年5月国税庁プレスリリース））
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
別紙の減収見込みを参照のこと。
- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）
・本租税特別措置の税減収額については、現時点では公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除額の統計的資料が存在しないため、把握することは困難。

【内閣12】

- ・内閣府の把握している各公益社団・財団法人のデータによると、税額控除の適用を受けた公益社団・財団法人は、税額控除適用前と比べて寄附金受入額が増加傾向にある（寄附金受入総額ベースで適用前比167%）。

別紙

税額控除を全面的に適用することによる減収見込みの考え方

<前提>

『平成22年分 申告所得税標本調査-調査結果報告-平成24年2月 国税庁長官官房 企画課 第3表「所得控除表」』を基に作成。

※ 当該標本調査においては、1500万～2000万円が一つの所得階層とされているが、1800万円を境とするために、当該所得階層については、1500万～1800万：1800万～2000万の金額・人数比率を3：2と仮定し、分割している。

※ 標本調査結果は、指定寄附金・特定公益増進法人に対する寄附金の合計額であることから、そのうちの公益法人分について算出。その際、特定公益増進法人に占める公益法人の割合である5%を、寄附金支出額のうち公益法人への寄附金支出額の割合及び寄附金支出者のうち公益法人への寄附金支出者の割合と同じであると仮定する。（特定公益増進法人における公益法人数は、「平成22年4月1日現在における特定公益増進法人一覧」（財務省HP）による）

所得控除から税額控除への移動者数について

寄附金に係る所得控除制度と税額控除制度における控除額は、以下のとおり。

- ・税額控除制度：所得税額－（寄附金額－2千円）×40%
- ・所得控除制度：〔所得額－（寄附金額－2千円）〕×所得税率

これを踏まえると、所得税率40%未満の層は税額控除を選択すると考えられる。

従って、**公益法人に対する寄附者のうち、所得1800万円（所得税率：40%）を下回る者の全てが所得控除から税額控除へ移動する**ものと仮定する。

公益法人への寄付者数・金額（税額控除導入による効果）について

(1) 寄附者数の増加

平成 20 年 1 月に内閣府が実施したアンケート調査によると、寄附を増やすための条件として、「税の優遇措置が受けられること」が 12.8%を占めている。(内閣府経済社会研究所「季刊国民経済計算」No.135)

当該アンケート結果を踏まえ、税額控除制度の創設により、現状と比較して、税制優遇の範囲が大きく拡大することで経済的効用が高まる、**所得 1800 万円以下の各所得階層について、新たに公益法人へ寄附金を支出する者が、12.8%増加**するものと仮定。

所得 1800 万円以下の公益法人への寄附者が約 9,200 人いるため、9,200 人 × 0.128 より

公益法人について、**新たに約 1,200 人の寄附者が発生。**

(2) 寄附金額の増加

1 人当たりの寄附金額についても、経済的効用が高まる所得 1800 万円以下の各所得階層ごとに、**既存の所得控除制度下における実質負担額（寄附金額－控除額）と同程度になるまで増加**するものと仮定。

(算出方法)

ア 現状の寄附金控除における実質負担額

$$= \text{寄附金額} - (\text{寄附金額} - 2 \text{ 千円}) \times \text{所得税率}$$

イ 税額控除制度における実質負担額

$$= \text{寄附金額} - (\text{寄附金額} - 2 \text{ 千円}) \times 40\%$$

○ アとイの実質負担額が均等となるように増加する寄附金額を算出

※ 所得 1800 万円以上の者については、寄附金額・寄附者数ともに、現状のままであると仮定。

<表> 税額控除制度の導入による効果（寄附者数・寄附金額）

所得金額	税率	所得控除			一人あたり 実質負担額	税額控除		
		人員	一人あたり 寄附額	金額		人員	一人あたり 寄附額	金額
単位	%	人	千円	百万円	千円	人	千円	百万円
70万円以下	5%	102	49	5	47	115	77	9
100万円〃		199	25	5	23	224	37	8
150万円〃		612	29	18	27	690	44	30
200万円〃		943	31	29	29	1,064	47	50
250万円〃	10%	926	33	31	31	1,045	50	52
300万円〃		611	39	24	37	689	60	41
400万円〃	20%	911	46	42	44	1,028	72	74
500万円〃		738	53	39	51	832	84	70
600万円〃		628	59	37	57	708	94	67
700万円〃		540	67	36	65	609	107	65
800万円〃	23%	461	74	34	72	520	119	62
1,000万円〃		727	81	59	79	820	130	107
1,200万円〃	33%	576	99	57	97	650	160	104
1,500万円〃		721	117	84	115	813	190	154
1,800万円〃		493	140	69	138	556	229	127
小計		9,188	569	569	10,363	1,020	1,020	
2,000万円〃	40%	329	140	46	—	329	—	46
3,000万円〃		770	197	152	—	770	—	152
5,000万円〃		572	276	158	—	572	—	158
1億円〃		304	526	160	—	304	—	160
2億円〃		80	1,250	100	—	80	—	100
5億円〃		24	2,417	58	—	24	—	58
10億円〃		6	7,833	47	—	6	—	47
20億円〃		2	19,500	39	—	2	—	39
50億円〃		1	18,000	18	—	1	—	18
100億円〃		0	—	—	—	0	—	—
100億円超	0	—	—	—	0	—	—	
計		11,276	1,347	1,347		12,451	1,798	

算出方法

$$\text{一人あたり実質負担額} = 1 \text{ 人当たりの寄附金額} - (1 \text{ 人当たりの寄附金額} - 2 \text{ 千円}) \times \text{所得税率}$$

$$\text{税額控除導入後の寄付者数} = \text{現状の寄附者数} \times (1 + 0.128)$$

税額控除導入後の一人当あたりの寄附金額想定

$$: 1 \text{ 人当たりの実質負担額} \times 10/6 - 8000/6$$

(計算過程)

- ・ 税額控除制度における実質負担額 = 寄附金額 - (寄附金額 - 2 千円) × 40%
- ・ 1 人当たりの実質負担額を A、寄附金額を x と置く。

$$\textcircled{1} A = x - (x - 2000) \times 0.4$$

$$= x - (0.4x - 800)$$

$$= 0.6x + 800$$

$$\textcircled{2} 0.6x = A - 800$$

$$\textcircled{3} x = 10/6 A - 8000/6$$

$$\text{寄附金額} = \text{寄附者数} \times 1 \text{ 人当たりの寄附金額}$$

税額控除制度の創設による減収見込み額

(1) 現時点における減収額 = (寄附金額 - 2千円) × 所得税率(累進) = 約 4.4 億円。

(2) 税額控除制度創設における減収額

① 所得 1800 万円以下の者：減収額(税額控除額) = 所得税額 - (寄附金額 - 2千円) × 40%

② 所得 1800 万円以上の者：(1) と同額

→ 税額控除制度の創設による減収額は、約 7.1 億円

(3) 税額控除制度の創設による減収額

○ 約 7.1 億円 - 約 4.4 億円 = 2.7 億円

<表> 税額控除制度を創設した場合の減収額

所得金額	税率	所得控除			一人あたり 実質負担額	税額控除		
		人員	一人あたり 寄付額	減収額		人員	一人あたり 寄付額	減収額
単位	%	人	千円	百万円	千円	人	千円	百万円
70万円以下	5%	102	49	0	47	115	77	3
100万円〃		199	25	0	23	224	37	3
150万円〃		612	29	1	27	690	44	12
200万円〃	10%	943	31	1	29	1,064	47	19
250万円〃		926	33	3	31	1,045	50	20
300万円〃		611	39	2	37	689	60	16
400万円〃	20%	911	46	8	44	1,028	72	29
500万円〃		738	53	8	51	832	84	27
600万円〃		628	59	7	57	708	94	26
700万円〃	23%	540	67	7	65	609	107	26
800万円〃		461	74	8	72	520	119	24
1,000万円〃		727	81	19	79	820	130	42
1,200万円〃	33%	576	99	18	97	650	160	41
1,500万円〃		721	117	27	115	813	190	61
1,800万円〃		493	140	22	138	556	229	50
小計		9,188		132		10,363		400
2,000万円〃	40%	329	140	18	-	329	-	18
3,000万円〃		770	197	60	-	770	-	60
5,000万円〃		572	276	63	-	572	-	63
1億円〃		304	526	64	-	304	-	64
2億円〃		80	1,250	40	-	80	-	40
5億円〃		24	2,417	23	-	24	-	23
10億円〃		6	7,833	19	-	6	-	19
20億円〃		2	19,500	16	-	2	-	16
50億円〃		1	18,000	7	-	1	-	7
100億円〃		0	-	-	-	0	-	-
100億円超		0	-	-	-	0	-	-
計		11,276		442		12,451		709

所得控除減収額：(1人当たりの寄附金額 - 2千円) × 所得税率 × 寄付者数 / 1,000

税額控除減収額：(1人当たりの寄附金額 - 2千円) × 40% × 寄付者数 / 1,000

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度の対象拡大(所得税)(国3)(所得税:外) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	個人からの公益社団・財団法人への寄附について、いわゆるPST(パブリックサポートテスト)を満たす法人に対する寄附金のみが税額控除の対象となっている現行制度を改め、すべての公益社団・財団法人に対する個人からの寄附金を所得控除と税額控除の選択適用の対象とする。
3	担当部局	大臣官房公益法人行政担当室
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 23 年度の税制改正要望において、公益認定を受けたすべての公益社団・財団法人等への寄附を所得控除と税額控除の選択適用とする要望を行った。平成 23 年度税制改正により、一定の要件(PST 要件)を満たした公益社団・財団法人のみが税額控除の適用となった。平成 23 年度税制改正大綱においては、「公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人及び更生保護法人についても、草の根の寄付を必要とする「新しい公共」の担い手として、市民との関わり合いが強く、かつ、運営の透明性が確保されている法人を税額控除の対象とします。」等とされた。平成 24 年度の税制改正要望において、税額控除適用の要件とされる PST 要件を撤廃し、すべての公益社団・財団法人を税額控除の適用とする要望を行った。平成 24 年度税制改正においては、「どのような法人が対象に馴染むのか、他の寄附税制との整合性を踏まえ、税額控除の導入の効果検証を行った上で、対象法人の見直しを検討します。」等とされた。
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・公益法人制度改革の趣旨である「民による公益の増進」を実現する。 ・国民、市民が支える「新しい公共」を実現する。 《政策目的の根拠》 ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号) (目的) 第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要となっていることにかんがみ、当該事業を適正に実施し得る公益法人を認定する制度を設けるとともに、公益法人による当該事業の適正な実施を確保するための措置等を定め、もって公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とする。 ・「新しい公共」宣言(「新しい公共」円卓会議) 「新しい公共」を作るために (3) 政府に対して 「新しい公共」の基盤を支える制度整備については、税額控除の導入、認定NPOの「仮認定」とPST基準の見直し、みなし寄附限度額の引き上げ等を可能

	<p>にする税制改革を速やかに進めることを期待する。特に、円卓会議における総理からの指示(税額控除の割合、実施時期、税額控除の対象法人)を踏まえて検討を進めることを強く期待するものである。以上のような制度整備を行う際には、「新しい公共」を国民が担うという観点から、既存の規制を改革し見直すことのなかで、それらと整合性が図られるように進めることが重要であると考え。</p> <p>・「新しい公共」円卓会議における提案と制度化へ向けた政府の対応(「新しい公共」円卓会議)</p> <p>1. 「新しい公共」の基盤を支える制度整備</p> <p>(1) 寄附税制などの制度整備</p> <p>・税額控除の導入</p> <p>1 所得税の税額控除制度の導入</p> <p>・草の根の寄附を促進するため、新たに税額控除方式を導入し、所得控除との選択制とする。その際、寄附はチャリティの精神に発するものであることを踏まえ、寄附金額の一定割合を控除できることとする(所得税額の一定割合までを限度)。</p> <p>・「新しい公共」の担い手となる認定NPO法人のほか、学校法人、社会福祉法人等に対する寄附について、税額控除を導入するかどうか、当該法人と市民とのかわり度合いや運営の透明性等も踏まえ、検討する。</p> <p>・新成長戦略(平成22年6月18日 閣議決定)</p> <p>《21世紀日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト》</p> <p>20. 新しい公共</p> <p>政府は、大胆な制度改革や仕組みの見直し等を通じ、これまで官が独占してきた領域を「公(おおよけ)」に開く。このため、「新しい公共」円卓会議や「社会的責任に関する円卓会議」の提案等を踏まえ、市民公益税制の具体的制度設計やNPO等を支える小規模金融制度の見直し等、国民が支える公共の構築に向けた取組を着実に実施・推進する。</p> <p>《工程表》</p> <p>VI 雇用・人材戦略～「新しい公共」一働きあひと活気のある社会の構築～②</p> <p>2020年までに実現すべき成果目標</p> <p>国民の自発的な寄附の流れをGDP比5～10倍増</p> <p>・「新しい公共」による被災者支援活動等に関する制度等のあり方について(平成23年6月14日「新しい公共」推進会議)</p> <p>提案3:「新しい公共」による支援を応援する資金面での環境整備を行う</p> <p>◇新たな仕組みで寄附に応える</p> <p>税制優遇等による寄附のインセンティブに加え、例えば、地方自治体、公益法人、NPO等において用途を特定した寄附を受け、地域の復興に向けた施設等の建設や、事業の実施にあたり、その寄附者の名前を付す仕組みを広めるなど、個人や法人からより多くの寄附が集まるような仕組みを設けることが望ましい。</p> <p>・復興への提言～悲惨の中の希望～(平成23年6月25日、東日本大震災復興構想会議)</p> <p>第1章 新しい地域のかたち</p> <p>(6)復興事業の担い手や合意形成プロセス</p> <p>② 住民間の合意形成とまちづくり会社等の活用</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>復興事業に際しては、公的主体によるもののほか、民間の資金・ノウハウを活用した官民連携(PPP)や、ボランティア・NPOなどが主導する「新しい公共」による被災地の復興についても促進を図る。</p> <p>(8)復興のための財源確保</p> <p>なお、税財政資金とは別に、民間資金の活用が可能なものとして、資金の償還が可能で有償資金の活用が期待できる分野や、就学支援など、民間・個人の自発的な資金援助との連携が期待できる分野などが考えられる。そうした分野の範囲や資金規模には限りがあることに留意した上で、その積極的な活用を検討する必要がある。</p> <p>・東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部)</p> <p>4 あらゆる力を合わせた復興支援</p> <p>(2)民間の力による復興</p> <p>東日本大震災からの復興に当たっては、公的主体が全力で取り組むことはもとより、復興の担い手、資金等の観点から、「新しい公共」等の民間の力が最大限に発揮されるよう支援を行う。</p> <p>具体的には、民間の資金・ノウハウを活用したファンドや官民連携(PPP)、PFIや土地信託手法による復興の促進、就学支援事業等に対する民間や個人からの自発的な資金援助の積極的な活用等を図る。</p> <p>5 復興施策</p> <p>(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり</p> <p>④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進</p> <p>(iii)「新しい公共」の重要な担い手として、多様できめ細かな復興支援活動を展開するNPO等の力が最大限に発揮されるよう、寄附税制の周知・活用の促進を図るとともに、特定非営利活動法人の新認定制度の円滑な施行を支援する仕組みを構築する。</p> <p>・日本再生戦略(平成24年7月31日 閣議決定)</p> <p>IV. 日本再生のための具体策</p> <p>2. 「共創の国」への具体的な取組 ～11の成長戦略と38の重点施策～</p> <p>(2)分厚い中間層の復活</p> <p>③持続可能で活力ある国土・地域の形成</p> <p>[国土・地域活力戦略]</p> <p>多くの国民による参加や自発的な寄附の下で、「新しい公共」の活動を地域の中で広げていくため、改正特定非営利活動促進法による新たな認定制度や拡充された寄附税制等の活用を促進する。</p> <p>《工程表》</p> <p>(2)Ⅲ 持続可能で活力ある国土・地域の形成～ 国土・地域活力戦略～</p> <p>2020年までに実現すべき成果目標</p> <p>国民の自発的な寄附の流れをGDP比5～10倍増、個人寄附GDP比0.02%(2009年)→GDP比0.1%～0.2%</p> <p>(注)家計調査の1世帯当たりの年間寄附金額に世帯数を乗じて推計</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【政策】</p> <p>15. 公益法人制度改革等の推進</p> <p>【施策】</p> <p>①新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民からの寄附を増やすことによって、「新しい公共」の担い手である公益社団・財団法人の財政基盤の強化し、その公益活動の活発化を図る。 ・2020年までに、今回の要望措置を含む効果として、公益社団・財団法人をはじめとする「新しい公共」の担い手への個人からの寄附金額をGDP比5～10倍とする。(新成長戦略、日本再生戦略) <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益社団・財団法人への寄附者数、寄附金総額 ・2020年までに、今回の要望措置を含む効果として、公益社団・財団法人をはじめとする「新しい公共」の担い手への個人からの寄附金額をGDP比5～10倍とする。(新成長戦略、日本再生戦略) <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>公益社団・財団法人の活動を支える個人の寄附者、寄附金総額の増加が見込まれ、公益社団・財団法人の財政基盤が強化されることで公益活動が活発化する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>PST要件の下では税額控除の対象となっていなかった法人へ寄附を行っていた寄附者が、所得控除から、税額控除へ異動するものと予測されるとともに(約10,000人(申告所得税標本調査等から推計))、①これまでの寄附金額に一定金額を上乗せして寄附を行う者②これまで寄附を行ったことのない者が新たに寄附を行う者が増えるため、今後、寄附者の総人数、寄附金総額が増加することとなる。</p>
		② 減収額	<p>初年度及び平年度：▲270(百万円)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成23年6月～平成24年8月)</p> <p>現時点(平成24年7月末)において、約5,400の公益社団・財団法人が誕生しており、当該法人に対する個人からの寄附金は特定公益増進法人への寄附として、所得控除の対象となっている。</p> <p>そのうち、これまでに約400法人に対して税額控除の証明書を発行しており、所得控除と税額控除の選択適用の対象となっている。</p> <p>東日本大震災以降、新制度で誕生した公益法人が、復興支援活動をはじめとする公益活動を活発に実施しており、これらの法人の活動を支える、個人の寄附者、寄附金総額の増加が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成23年6月～平成26年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府で実施したアンケートの結果、全公益社団・財団法人のうち約3割に当たる法人がPST要件を満たすことを想定している。現状の申請率は低くなっているが、新公益法人制度への移行が一段落した後は、申請数は増加するものと想定される。 ・全公益社団・財団法人に対する寄附が所得控除と税額控除の選択制の対象となることにより、より多くの法人が公益認定を受けるインセンティブとなり、さらにこの法人を市民が支えることで寄附者数、寄附金総額の増加が見込まれ、民による公益活動が活発化される。 ・寄附金の税額控除という小口の寄附に経済的効用の高まる制度を導入することで、①これまでの寄附金額に一定金額を上乗せして寄附を行う者②これまで寄附を行ったことのない者が新たに寄附を行う者が増えることで、それらの寄附を原資とする公益活動が増加する。

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成23年6月～平成26年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PST要件を満たす法人は関係企業等に支えられた大規模法人が多く、最も草の根の寄附促進が期待される地域密着型の法人や小規模な法人が対象になりにくくなる。 ・認定NPO法人と同等以上のガバナンスや事業の公益性等を民間有識者からなる第三者機関によって認められている公益法人より認定NPO法人が税制面で優遇されるという状況が生じる。 <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成24年8月～平成26年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年までに、今回の要望措置を含む効果として、公益社団・財団法人をはじめとする「新しい公共」の担い手への個人からの寄附金額をGDP比5～10倍増とする(新成長戦略、日本再生戦略)ために、税制上の支援措置が必要である。 ・税収減に相当する分について、公益社団・財団法人が「新しい公共」の担い手として、東日本大震災の復興をはじめとする、国民の多様なニーズにきめ細かく応える公益的なサービスを実施することとなる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>民間団体からの補助金等や国からの直接の支出によって公益社団・財団法人の活動を支援するのではなく、租税特別措置を整備し、民間からの寄附金によって公益活動の財政基盤拡大を支援することが「民による公益の増進」という制度趣旨に沿うものである。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>税制上の支援以外の、支援措置・義務付け等は、実施していない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>今回の要望は、所得税(国税)に係るものである。</p>
10	有識者の見解		<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部) <ul style="list-style-type: none"> 『東日本大震災からの復興に当たっては、復興の担い手、資金等の観点から「新しい公共」等の民間の力が最大限に発揮されるよう支援を行う。』 ・復興への提言～悲惨の中の希望～(平成23年6月25日、東日本大震災復興構想会議) <ul style="list-style-type: none"> 『今後、被災地の復興および日本の再生を進めていくにあたっては、身近な分野で多様な主体が共助の精神で活動することが重要である。こうした動きを後押し、「新しい公共」の力が最大限に発揮されるよう、活動現場からの視点に立ち、制度・仕組みの構築等に取り組む必要がある。』 ・「新しい公共」による被災者支援活動等に関する制度等のあり方について(平成23年6月14日「新しい公共」推進会議) <ul style="list-style-type: none"> ◇新たな仕組みで寄附に応える 税制優遇等による寄附のインセンティブに加え、例えば、地方自治体、公益法人、NPO等において用途を特定した寄附を受け、地域の復興に向けた施設等の建設や、事業の実施にあたり、その寄附者の名前を付す仕組みを広める

	<p>など、個人や法人からより多くの寄附が集まるような仕組みを設けることが望ましい。</p> <p>東北地方太平洋沖地震に関する公益認定等委員会委員長からのメッセージ (平成 23 年3月 31 日公益認定等委員会委員長 池田守男) 『是非ともこれまで培ってこられた専門的知見や経験、財産を活かし、被災者支援や震災復興に役立つ形での活動や寄附などに資源を振り向け、取り組んでいただきたいと思います。』</p> <p>平成24年度税制改正に関する要望について(平成 23 年7月 公益財団法人 公益法人協会) 『厳しい条件をクリアしたこれらの公益法人は、認定特定非営利活動法人と同等もしくはそれ以上に市民の支持を得ることのできる透明性の高い公益法人として、適格性が認められた法人であり、その上にPST要件を付加する必要性は全くないと考えられます。』</p> <p>平成 25 年度税制改正に関する要望について(平成 24 年7月 公益財団法人 公益法人協会) 『法人法制、公益性の認定基準、税制との関連性が異なるにもかかわらず、公益法人に税額控除を適用するに当たり、特定非営利活動法人に特有のPST要件を課することは、法制と税制が実質的に一体となった公益法人の制度的理念を損なうものであり、大きな違和感を禁じ得ません。』 『厳しい条件をクリアしたこれらの公益法人は、認定特定非営利活動法人と同等若しくはそれ以上に市民の支持を得ることのできる透明性の高い公益団体として、適格性が認められた法人であり、その上にPST要件を付加する必要性は全くないと考えられます。』</p>
<p>11 : 前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>平成23年9月</p>

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	公益社団・財団法人への寄附金額が2000円を超え、寄附金控除が適用される場合、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする	府省名	内閣府
税目	所得税、個人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
 ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（個人からの寄附金額の対GDP比）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、本租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）に疑問がある。

[過去の実績]

⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（個人寄附額を2020年までにGDP比5～10倍増）の実現状況について、「①公益社団・財団法人約5400法人（平成24年7月現在）、②平成22年度に寄附金控除の申告を行った者は約23万人」と、種々の要因に基づく寄附活動の結果としての受入者数（又は寄附受入可能者数）と寄附者数のみを示しているが、本租税特別措置等の効果や達成目標の実現状況の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、「特定非営利活動法人等に対する国民の自発的な寄附の流れを2020年までにGDP比5～10倍増とする上で必要となる税制上の措置である。」と本租税特別措置等の必要性が説明されるにとどまるため、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用数の実態について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（個人寄附額を2020年までにGDP比5～10倍増）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

寄附金控除及び税額控除の算出における規定の改正要望であるため、他の政策手段との比較は困難。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<<政策目的の根拠>>欄への補足説明）
- ・「日本再生戦略」（平成23年7月31日閣議決定）
 - IV2.(2)③国土・地域活力戦略（重点施策：活性化の突破口となる総合特区、環境未来都市等の活用、「新しい公共」の活動促進）
 - P60「多くの国民による参加や自発的な寄附の下で、「新しい公共」の活動を地域の中で広げていくため、改正特定非営利活動促進法による新たな認定制度や拡充された寄附税制等の活用を促進する。」
 - ・「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）
 - 第3章（6）雇用・人材戦略（国民参加と「新しい公共」の支援）
 - P33「…また、官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」を支援する。」
 - ・「新しい公共」宣言（「平成22年6月4日新しい公共」円卓会議）
 - P5「…「新しい公共」の基盤を支える制度整備については、税額控除の導入、認定NPOの「仮認定」とPST基準の見直し、みなし寄附限度額の引き上げ等を可能にする税制改革を速やかに進めることを期待する。…」
 - ・「市民公益税制PT 中間報告書」（平成22年4月8日税制調査会市民公益税制プロジェクト・チーム）
 - P10「1 所得税の税額控除の導入、2 認定NPO法人の認定基準（PST等）の見直し、3 地域において活動するNPO法人等の支援（個人住民税）…以上の諸施策については、23年度税制改正における実現に向けて、具体的な制度設計等を進める。…」
 - ・特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）
 - （目的）
 - 第1条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）
- 前回要望時における達成目標の設定なし。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 寄附金控除適用者全体に適用となることから、適用者実数による算出であるため、僅少及び偏りはない。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公益社団・財団法人への寄附金額が 2000 円を超え、寄附金控除が適用される場合、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする (国4)(所得税:外) (地2)(個人住民税:外) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	寄附金額が 2000 円を超え、寄附金控除が適用される場合、寄附金額算出に当たって控除する 2000 円を廃止し、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする。
3	担当部局	大臣官房公益法行政担当室
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久化
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 「新しい公共」によって支え合う社会の実現のためには、その担い手の一つである公益社団・財団法人による公益活動を促進する必要があり、公益活動の重要な原資である寄附を今まで以上に集めやすくするなどの制度的仕組みが必要である。 平成 23 年度税制改正により寄附税制が拡充されたが、現在の寄附金控除の計算にあたって、寄附金額から 2000 円を控除した額の最大五割が税額控除される仕組みとなっている。 しかし、寄附の大宗を占める少額寄附の控除額算出にあたって 2000 円を控除すると税額控除が極めて小さくなり、草の根の寄附を増やすという平成 23 年度税制改正の趣旨が損なわれることとなっている。 ただし、適用下限額の 2000 円については、寄附金控除の適用対象とした場合に、税務執行上煩雑となりかねないため、維持することとする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日本再生戦略」(平成 23 年 7 月 31 日閣議決定) ・「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定) ・「新しい公共」宣言(「新しい公共」円卓会議 平成 22 年 6 月 4 日) ・「市民公益税制 PT 中間報告書」(税制調査会市民公益税制 PT 平成 22 年 4 月 8 日) <p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【政策】 15. 公益法人制度改革等の推進</p> <p>【施策】 ①新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保</p>

	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 2000 円を超える寄附を行った場合、寄附金控除の算定にあたって 2000 円の控除が行われることになっており、少額寄附に対する還付率が低いことが、寄附を行うインセンティブの阻害要因の一部となっていると考えられる。平成 23 年度税制改正において導入された新寄附税制の効果を最大限に発揮するためには、2000 円の控除の撤廃を行う必要がある。
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特定非営利活動法人等に対する国民の自発的な寄附の流れを 2020 年までに GDP 比 5~10 倍増(個人寄附:09 年約 1,000 億円(GDP 比 0.02%)→6.5 千億円~1 兆 3 千億円(GDP 比 0.1~0.2%)とする(「新成長戦略」(別表)「成長戦略実行計画(工程表)P82」)
8	有効性等	① 適用数等 寄附金額が全額控除対象となることにより、草の根の寄附が増加し、公益社団・財団法人の財政基盤の整備及びその公益活動の活発化につながる。
		② 減収額 初年度及び平年度:▲90(百万円) 下限度控除の撤廃に伴う減収額の考え方 ・所得控除 ▲49 百万円 (121.9 万人(寄附金控除適用者数)×20%(寄附先が公益社団・財団法人の割合)×2,000 円×10%(所得税)として計算) ・税額控除 ▲40 百万円 (25 万人(税額控除適用者数)×20%(寄附先が公益社団・財団法人の割合)×2,000 円×40%(控除率)として計算) ・税収減合計 ▲90 百万円
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年 4 月~平成 26 年 3 月) 公益社団・財団法人約 5400 法人(平成 24 年 7 月現在) 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年 4 月~平成 26 年 3 月) 【法人】 公益社団・財団法人約 5400 法人(平成 24 年 7 月現在) 【個人】 平成 22 年度に寄附金控除の申告を行った者は約 23 万人

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行、2000円を超える寄附を行った場合、寄附金控除の算定にあたって2000円の控除が行われることとなる。これにより、少額寄附に対する還付率が低くなり、寄附を行うインセンティブの阻害要因の一つとなる可能性が生じ、草の根の寄附を増やすという平成23年度税制改正の趣旨が損なわれることとなる。
		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動法人等に対する国民の自発的な寄附の流れを2020年までにGDP比5～10倍増(個人寄附:09年約1,000億円(GDP比0.02%)→6.5千億円～1兆3千億円(GDP比0.1～0.2%))とする(「新成長戦略」)うえで必要となる税制上の措置である。
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>寄附金額が全額控除対象となることにより、草の根の寄附が増加することが考えられることから、公益社団・財団法人の財政基盤の整備及び更なる公益活動の活発化につながる。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>租税特別措置等以外に、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>
10	有識者の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度税制改正要望(特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会 平成24年7月) 「寄附金控除において、個人向け寄附税制をより一層拡充するため、少額寄附を対象外とする適用下限額(足切り金額)も撤廃するべきです。」 ・平成25年度税制改正に関する要望について(平成24年7月 公益財団法人公益法人協会) 「現在、2,000円を超える金額が寄附金控除の対象額となっていますが、個人寄附促進のためには、このいわゆる「足切り額」を撤廃するか、又はハードル方式に改める(寄附金が2,000円を超える場合には、その全額を寄附金控除の対象にする)のも有効と考えられますのでご検討くださいますようお願いいたします。」
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年7月

寄附金額の全額を寄附金控除対象とした場合の効果について

当該制度の見直しにより、下のような税収減が見込まれる。

国税(所得税)

- ① 寄附金控除及び税額控除適用者数のうち公益社団・財団法人に対する寄附者
 $(121.9 \text{ 万人} + 25 \text{ 万人}) \times 20\% \text{ (注)} = 29.4 \text{ 万人}$

(注) 特定公益増進法人のうち公益社団・財団法人が占める割合(「平成24年4月1日現在における特定公益増進法人一覧」(財務省HP)より)

- ② 下限額控除の撤廃により控除対象となる寄附金額
 $29.4 \text{ 万人} \times \blacktriangle 2,000 \text{ 円} = \blacktriangle 5.9 \text{ 億円} \dots\dots\dots \text{ 税減収対象寄附金額}$

- ③ 税減収額
- (1) 所得控除
 $\blacktriangle 5.9 \text{ 億円} \times 91\% \text{ (所得控除を選択する比率)} \times 22.7\% \text{ (平均所得税率)}$
 $= \blacktriangle 1.2 \text{ 億円}$
- (2) 税額控除
 $\blacktriangle 5.9 \text{ 億円} \times 9\% \text{ (税額控除を選択する比率)} \times 40\% \text{ (税額控除適用割合)}$
 $= \blacktriangle 0.2 \text{ 億円}$

税収減合計▲1.4億円

地方税(個人住民税)

- ① 寄附金控除及び税額控除適用者数のうち公益社団・財団法人に対する寄附者
 $(121.9 \text{ 万人} + 25 \text{ 万人}) \times 20\% \text{ (注)} = 29.4 \text{ 万人}$

- ② 下限額控除の撤廃により控除対象となる寄附金額
 $29.4 \text{ 万人} \times \blacktriangle 2,000 \text{ 円} = \blacktriangle 5.9 \text{ 億円} \dots\dots\dots \text{ 税減収対象寄附金額}$

- ③ 税減収額
 $\blacktriangle 5.9 \text{ 億円} \times 10\% \text{ (道府県民税率4\%、市町村民税率6\%)}$
 $= \blacktriangle 0.59 \text{ 億円}$

※住所地の都道府県・市区町村が条例で指定した寄附金を支出した場合

税収減合計▲0.59億円

【内閣13】

(参考1) 所得控除と税額控除の按分方法について

平成23年分の所得税における控除対象の寄附金額計

$$1,262 \text{ 億円 (所得控除分)} + (50 \text{ 億円} \div 40\% \text{ (税額控除分)}) = 1,262 \text{ 億円} + 125 \text{ 億円} = 1,387 \text{ 億円}$$

所得控除を選択する比率：1262 億円 ÷ 1387 億円 = 91%

税額控除を選択する比率：125 億円 ÷ 1387 億円 = 9%

(参考2) 平均所得税率については別紙参考

(参考3) 寄附金控除等の適用状況 (国税庁統計より作成)

	22年分	23年分
寄附金控除 (所得控除)	579千人 624億円	<u>1,219千人</u> <u>1,262億円</u>
寄附金等特別控除 (税額控除)	29千人 9億円	<u>250千人</u> <u>50億円</u>

(参考4) 平成24年4月1日現在における特定公益増進法人一覧 (財務省HP) 抄

	特定公益増進法人数	
第3号 (公益社団・財団法人)	5,341	<u>5,341</u> ÷ 26,897 = 20%
総計	26,897	

【内閣14】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定収入に係る消費税制上の所要の措置（消費税）	府省名	内閣府
税目	消費税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減取額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>欄への補足説明）
公益社団・財団法人約5,400法人（平成24年7月現在）への適用が目標。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
個別法人が行う消費税の仕入税額控除額の把握は難しく、現時点では本租税特別措置による影響額を把握することは困難。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
個別法人が行う消費税の仕入税額控除額の把握は難しく、現時点では本租税特別措置による影響額を把握することは困難。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
公益社団・財団法人約5,400法人（平成24年7月現在）に適用が予測される。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）
本租税特別措置は、現行制度における不課税取引に係る不合理な消費税額の負担を是正することを目的としており、目標値の設定はなじまない。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
助成金などの不課税仕入れに充てる特定収入であっても、特定収入が増えるほど仕入控除税額からの控除額が多くなり、納付税額が増加するのは明らかに不合理である。この不合理は消費税制上の問題であり、補助金等の政策手段による解決・補完を図ることはできない。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
助成金などの不課税仕入れに充てる特定収入であっても、特定収入が増えるほど仕入控除税額からの控除額が多くなり、納付税額が増加するのは明らかに不合理である。この不合理は消費税制上の問題であり、補助金等の政策手段による解決・補完を図ることはできない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定収入に係る消費税制上の所要の措置（消費税） （国5）（消費税：外） 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	消費税の仕入れ税額控除の特例について、課税仕入れに係る税額の計算上、不課税仕入れ額に相当する特定収入を調整計算の対象に含めないなどとする事で、不課税取引に係る不合理な消費税額の負担を是正する。
3	担当部局	大臣官房公益法人行政担当室
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・公益法人等の活動環境を整備する。 《政策目的の根拠》 ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号） （目的） 第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要となっていることにかんがみ、当該事業を適正に実施し得る公益法人を認定する制度を設けるとともに、公益法人による当該事業の適正な実施を確保するための措置等を定め、もって公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 【政策】 15. 公益法人制度改革等の推進 【施策】 ①新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 現行制度における、不課税取引に係る不合理な消費税額の負担を是正することで、公益法人等の活動環境が整備される。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 公益法人等の活動基盤が整備されることで、法人の行う公益活動が活発化する。
8	有効性等	① 適用数等 現時点（平成24年7月末）において、公益社団・財団法人数は約5,400法人となっている。

【内閣14】

		② 減収額	初年度及び平年度：－
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 25 年 4 月～平成 26 年 4 月) 現時点(平成 24 年 7 月末)において、約 5,400 の公益社団・財団法人が誕生しており、特に東日本大震災以降、新制度で誕生した公益法人が、復興支援活動をはじめとする公益活動を活発に実施している。これらの法人が、重要な活動原資である寄附を受け入れる際の不合理な負担が軽減されることで、公益活動が活発化することが見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成 25 年 4 月～) 現行制度における、不課税取引に係る不合理な消費税額の負担が是正される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成 25 年 4 月～平成 26 年 4 月) ・仕入れ控除税額金額の計算上、特定収入に係る調整のために消費税額が増え、本来は公益法人等が負担する必要のない消費税を負担する状態が継続する。 ・寄附・助成活動の活発化をはじめとした不課税取引の増加や、税率の上昇により、当該不合理の影響が大きくなっていく。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成 25 年 4 月～) 現行制度から生ずる不合理は、影響金額が小さいと想定されてきたことを踏まえ、課税計算の便宜上、本来負担する必要のない消費税を公益法人等に負担させているものと考えられる。寄附・助成活動の活発化をはじめとした不課税取引の増加、及び税率の上昇を見込むと、当該不合理の影響が大きくなりつつある状況であり、是正を行うことが必要である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	助成金などの不課税仕入れに充てる特定収入であっても、特定収入が増えるほど仕入れ控除税額からの控除額が多くなり、納付税額が増加するのは明らかに不合理である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③ 地方公共団体が協力する相当性	今回の要望は、消費税(国税)に係るものである。
10	有識者の見解		平成 25 年度税制改正に関する要望について(平成 24 年 7 月 公益財団法人公益法人協会) 『Ⅲ 寄附金を受入れた場合の消費税の扱いについて 補助金、寄附金等の対価性のない収入(特定収入)により賄われる課税仕入れ等の消費税額を仕入れ控除税額の対象から除外することとされていることから、事業型の公益法人にあっては、寄附金収入が多額になればなるほど仕入れ控除税額が減額され、結果的に消費税の納付額が増加するという状況となっ

		ています。(略)』 『弊協会においては、東日本大震災の被害者の救援活動に従事する公益法人や特定非営利活動法人等の非営利団体や被害を受けた福祉施設への支援金として配分するために「被害者救援のための救援基金」を設け、募集した寄附金を現地の非営利団体等に配分したところですが、このように寄附金の使途が、課税仕入れに一切充てられることのないものであっても、現行法令上は、特定収入に該当し、本来控除できるはずの仕入れ控除税額を圧縮(納付税額は増加)させているという状態になっています。』
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	

【内閣15】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	公益社団・財団法人への寄附金控除の年末調整対象化	府省名	内閣府
税目	所得税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑧ 減取額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（個人からの寄附金額の対GDP比）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、本租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、適用数等及び本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑥ 本租税特別措置等の適用数の将来推計について予測されていないため、適用数の将来推計について予測する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標（2020年までに個人寄附額をGDP比5～10倍増）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<<政策目的の根拠>>欄への補足説明）
 - ・「日本再生戦略」（平成23年7月31日閣議決定）
 - IV2.（2）③国土・地域活力戦略（重点施策：活性化の突破口となる総合特区、環境未来都市等の活用、「新しい公共」の活動促進）
 - P60「多くの国民による参加や自発的な寄附の下で、「新しい公共」の活動を地域の中で広げていくため、改正特定非営利活動促進法による新たな認定制度や拡充された寄附税制等の活用を促進する。」
 - ・「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）
 - 第3章（6）雇用・人材戦略（国民参加と「新しい公共」の支援）
 - P33「…また、官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」を支援する。」
 - ・「新しい公共」宣言（平成22年6月4日「新しい公共」円卓会議）
 - P5「…「新しい公共」の基盤を支える制度整備については、税額控除の導入、認定NPOの「仮認定」とPST基準の見直し、みなし寄附限度額の引き上げ等を可能にする税制改革を速やかに進めることを期待する。…」
 - ・「市民公益税制PT 中間報告書」（税制調査会市民公益税制プロジェクト・チーム平成22年4月8日）
 - P10「1 所得税の税額控除の導入、2 認定NPO法人の認定基準（PST等）の見直し、3 地域において活動するNPO法人等の支援（個人住民税）…以上の諸施策については、23年度税制改正における実現に向けて、具体的な制度設計等を進める。…」
 - ・特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）
 - （目的）
 - 第1条
 - 「この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。」
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 - 確定申告により寄附金控除を適用した給与所得者 約9万人
（平成24年2月国税庁長官官房企画課「平成22年分申告所得税標本調査」より）
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）
 - 手続の変更要望であるため、税減収は発生しない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公益社団・財団法人への寄附金控除の年末調整対象化 (国6)(所得税:外) 【新設】延長・拡充
2	要望の内容	寄附金控除に係る手続きについて、年末調整の対象とすること。
3	担当部局	大臣官房公益法人行政担当室
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久化
7	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 「新しい公共」によって支え合う社会の実現のためには、その担い手の一つである公益社団・財団法人による公益活動を促進する必要がある、公益活動の重要な原資である寄附を今まで以上に集めやすくするなどの制度的仕組みが必要である。 市民からの寄附を増やすことによって、「新しい公共」の担い手である公益社団・財団法人の財政基盤を強化し、その公益活動の活発化を図るという目的の達成のためにも、寄附金控除に係る手続きについて年末調整の対象とする必要がある。
		《政策目的の根拠》 ・「日本再生戦略」(平成23年7月31日閣議決定) ・「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定) ・「新しい公共」宣言(「新しい公共」円卓会議 平成22年6月4日) ・「市民公益税制PT 中間報告書」(税制調査会市民公益税制PT 平成22年4月8日)
		【政策】 15. 公益法人制度改革等の推進 【施策】 ①新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保
③	達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 東日本大震災により多くの市民からの寄附が行われているところであるが、現在は寄附金控除を受けるためには給与所得者であっても確定申告を行うことが求められており、平成23年度税制改正により導入された寄附金税額控除制度の効果を最大化するためには、寄附金控除に係る手続きについて年末調整の対象とし、利便性を図る必要がある。 寄附金控除の年末調整対象化により、寄附者側の負担が軽減され、法人側では寄附が集まりやすくなるため双方にメリットが生じることとなる。 ただし、寄附金控除の年末調整対象化を実施する時には、源泉徴収義務者の負担には十分配慮する必要がある。

【内閣15】

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特定非営利活動法人等に対する国民の自発的な寄附の流れを2020年までにGDP比5～10倍増(個人寄附:09年約1,000億円(GDP比0.02%)→6.5千億円～1兆3,000億円(GDP比0.1%～0.2%)とする(「新成長戦略」(別表)「成長戦略実行計画(工程表)P82」)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 東日本大震災以降、公益社団・財団法人が復興支援活動をはじめとする公益活動を活発に実施しており、寄附金控除の手続きが年末調整で行われることになることで、法人の公益活動を支える寄附の増加が見込まれる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	寄附金控除の手続きが年末調整で行われるようになることにより、給与所得者からの寄附が増加し、公益社団・財団法人の財政基盤の整備及びその公益活動の活発化につながる。
		② 減収額	▲0(百万円)
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月) 公益社団・財団法人約5400法人(平成24年7月現在)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月) 【法人】 公益社団・財団法人約5400法人(平成24年7月現在) 【個人】 平成22年度に寄附金控除の申告を行った者は約23万人</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月) 現行、寄附金控除を受けるためには、給与所得者であっても確定申告を求められる。税額控除導入による寄附のすそ野の拡大に向けた取り組みに際し、利便性の観点から、寄附の拡がりの阻害要因の一つとなる可能性が生じる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 —</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	寄附金控除の年末調整対象化によりサラリーマン等の給与所得者からの寄附が増加することが考えられることから、公益社団・財団法人の財政基盤の整備及び更なる公益活動の活発化につながる。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	租税特別措置等以外に、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		<p>・平成25年度税制改正要望(特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会 平成24年7月) 「現在、寄附金控除を受けるためには、給与所得者(サラリーマン)であっても確定申告することが求められます。一般の給与所得者が確定申告を行うことは敷居が高くなっています。税額控除導入による、寄附のすそ野の拡がりを最大化するためには、同時に利便性の向上も不可欠です。」 ・平成25年度税制改正に関する要望について(平成24年7月 公益財団法人公益法人協会) 「東日本大震災に係る義援金は、日本赤十字社と中央共同募金会に寄せられた分だけでも総額約3,584億円(平成24年6月27日現在)と報告されていますが、通常時の年間の個人寄附は宗教関連の寄附や政治献金を含めても年間約4,874億円と推計されており、欧米諸国と比べ依然として低調と言わざるを得ないのが実情です。この要因の一つとして、一般の人々が日常感覚で寄附することを後押しするような制度がないことが挙げられると思われます。その打開策の一つとして寄附金の年末調整の対象化が考えられます。 現在、給与所得者が寄附金控除の申告を行うことができるのは確定申告の際のみとされています。しかるに、給与所得者で確定申告を行っているのは年収が2,000万円を超えるなどごく一部のの人々に限られています。年収2,000万円以下の人々が寄附金控除制度の適用を受けるためには、わざわざそのために不慣れな確定申告を行わなければならない、これでは寄附はいつまでたっても身近なものとはなりえないと思われます。」</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年7月

【内閣16】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置	府省名	内閣府
税目	法人税、所得税、登録免許税、相続税、贈与税、消費税、地価税、法人住民税、事業税、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税、その他の関連する税目		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		○	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		○

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の達成目標（子どもが健やかに成長することができる社会を実現）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を示す必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標が設定されていないため、その効果の検証が困難であることから、これを設定する必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

 - 将来において、税収減を是認するような効果が発現するののかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

 - ⑥⑧ 本租税特別措置等の適用数及び減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用数及び減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について説明・分析が不十分
 - 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることについて、本租税特別措置等の必要性は説明されているものの、給付等、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、本租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。
 - 同様の政策目的に係る他の政策手段の有無について示し、他の政策手段がある場合には本租税特別措置等と他の政策手段との役割分担について説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
- ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
（目的）
第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。
 - ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（改正後）
（目的）
第一条 この法律は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること並びに我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置 (国13)(法人税:義)(所得税、登録免許税、相続税、贈与税、消費税、地価税その他の関連する税目:外) (地7)(法人住民税、事業税:義)(個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税その他の関連する税目:外) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	○ 平成22年1月より、関係閣僚を構成員とする検討会議等を設け、子ども・子育て支援制度に関する議論を進め、平成24年3月に「子ども・子育て支援法案」、「総合子ども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の3法案を税制抜本改革に関する法案とともに平成24年通常国会に提出した。 ○ 3法案については、同年5月より衆議院における審議が開始され、衆議院での審議及び民・自・公の3党による修正協議を経て、認定こども園制度の改善を行うこと等を内容とする法案修正等が行われ、可決のうえ、参議院に送付された。衆議院から送付された法案について、同年8月10日に参議院において可決・成立したところ。 ○ これを受けて、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ「幼保連携型認定こども園」に対する幼稚園・保育所と同等の税制措置、その他の認定こども園の教育・保育機能部分への税制措置、市町村認可事業として位置づけられる小規模保育等への税制措置、子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業等への税制措置のように、子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置を講ずる。
3	担当部局	担当:政策統括官(共生社会政策担当)付 少子化対策担当 担当参事官 藤原 朋子(内線44160) 代表TEL 03-5253-2111 担当補佐 松川 伸治(内線44161) 直通TEL 03-3581-1403 担当者 塚田 晃成(内線44158) FAX 03-3581-0992
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 現在、子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を感じる家庭も少なくなく、また多くの待機児童が生じている地域がある一方で子どもが減少している地域もある。 こうした問題に対処するため、 ・質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 ・保育の量的拡大・確保(待機児童の解消、地域の保育を支援) ・地域の子ども・子育て支援の充実 等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行う。

			<p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 22 年 1 月より、関係閣僚を構成員とする検討会議等を設け、子ども・子育て支援制度に関する議論を進め、平成 24 年 3 月に「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の 3 法案を税制抜本改革に関する法案とともに平成 24 年通常国会に提出した。 ○ 3 法案については、同年 5 月より衆議院における審議が開始され、衆議院での審議及び民・自・公の 3 党による修正協議を経て、認定こども園制度の改善を行うこと等を内容とする法案修正等が行われ、可決のうえ、参議院に送付された。衆議院から送付された法案について、同年 8 月 10 日に参議院において可決・成立したところ。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】</p> <p>11. 共生社会実現のための施策の推進</p> <p>【施策】</p> <p>③子ども・子育て支援の総合的推進(子ども・子育てビジョン)</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、子どもや子育て家庭を支援することにより、子どもが健やかに成長することができる社会を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>—</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>—</p>
8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:—)</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:—)</p> <p>—</p>

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:—)</p> <p>—</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:—)</p> <p>—</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>新制度は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める仕組みを導入し、消費税率の引き上げによる財源によって、幼児教育・保育・子育て支援の質・量を充実させるものである。</p> <p>新制度の主なポイントとしては、以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督等の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ) ・ 認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設 ・ 地域の子ども・子育て支援の充実 <p>現行の幼稚園及び保育所等については、教育や保育を提供する施設としての高い公益性を担うことから、各種の税制措置が講じられているところ。新制度の円滑な実施にあたっては、現行の幼稚園及び保育所等に対する税制上の措置を踏まえ、以下のような税制措置を講じることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな認可施設として学校及び児童福祉施設として位置付けられる幼保連携型認定こども園に対する幼稚園・保育所と同等の税制措置 ・ 認可施設と同様に法的責務を負って子どもを受け入れ、教育及び保育を一体的に提供するという高い公益性を担う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分への税制措置 ・ 保育を必要とする子どもを保育するという高い公益性を担う市町村認可事業として位置づけられる小規模保育等への税制措置 ・ 利用者の多様な選択と確実な利用を可能とするための子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業等への税制措置
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>新制度では認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)や、小規模保育など多様な保育への給付(地域型保育給付)などを創設し、基準等を満たした施設・事業への財政支援を拡充する。給付対象施設・事業は法的責務を負って子どもを受け入れ、教育・保育を提供することとなり、高い公益性を担うことから、財政措置と併せて、幼稚園・保育所と同等の税制上の措置を講じることが必要であり、それらにより政策目的を達成する。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>新制度では、市町村が潜在ニーズも含めた地域における教育・保育の需要を確実に把握した上で、認可を受けた施設や事業による教育・保育の計画的整備に取り組むとともに、都道府県は市町村に対し助言等援助をすることとなる。給付・事業の実施に加えて、税制上の措置を講じることにより新制度の円滑な実施が図られ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、子どもや子育て家庭を支援することにより、子どもが健やかに成長することができる社会を実現することができる。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 23 年 9 月